

平成 22 年度
包括外部監査結果報告書
及びこれに添えて提出する意見

(テーマ) 県出資公社等の財務事務について

平成 23 年 3 月

山形県包括外部監査人 高嶋清彦

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
I. 監査の種類	1
II. 選定した特定の事件	1
1. 包括外部監査対象	1
2. 包括外部監査の対象期間	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
III. 包括外部監査の方法	12
1. 監査対象とした法人等	12
2. 監査要点	13
3. 監査手続	13
IV. 包括外部監査従事者	13
1. 包括外部監査人	13
2. 包括外部監査人補助者	13
V. 包括外部監査期間	14
VI. 利害関係	14
第 2 県出資公社等の財務事務について監査結果	15
I. 総論	15
1. 監査の結果について	15
2. 各公社等の監査結果及び意見の要約リスト	17
II. 各公社等に関する各論	32
・財団法人山形県林業公社	32
・山形県道路公社	62
・財団法人やまがた農業支援センター	82
・財団法人山形県下水道公社	102
・社会福祉法人山形県社会福祉事業団	126

第1 包括外部監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく「包括外部監査」である。

II. 選定した特定の事件

1. 包括外部監査対象

県出資公社等の財務事務について

2. 包括外部監査の対象期間

原則として平成 21 年度の執行分とした（ただし、必要と認めた場合には、他の年度を含む。）。

3. 特定の事件を選定した理由

景気低迷が長期化し税収が伸び悩む中、経済対策のための公共投資の支出が財政硬直化を招き、地方財政は悪化をたどっていると言われている。この傾向は当県でも例外ではないが、県では行財政改革を進めている。直近では、平成 22 年 3 月に「地域主権時代の県政運営指針」（山形県行財政改革推進プラン）を策定している。また、県は、行財政改革の一環として、県が出資する公社等についても、その必要性を検証して将来の方向性を整理し、「公社等の見直し計画（工程表）」を平成 18 年に制定し（平成 22 年に改定）、県が出資する公社等の廃止・効率的経営の実現を進めてきたところである。

また、公社等をめぐっては、以下のように法令等の環境に変化が認められる。詳細については後述の【参考】を参照のこと。

(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）の施行

(2) 「第三セクター等の抜本的改革の推進について」（平成 21 年 6 月 総務省通知）の施行

(3) 公益法人制度の改革の進展

(4) 「第三セクター等改革推進債」の創設

こうした状況の下、県が出資する公社等においては、県民から一層の効率的・効果的な経営が期待されているところである。また、それらの公社等の財政状態や経営成績が適切に把握され開示されているかも重要な点であると考えられる。

上記の状況に鑑み、今回、公社等の管理体制や財政状態・経営成績及び県との取引内容・金額等を検討し、経済性・効率性・有効性の観点から、財務事務に関する検討を行うことにより、公社等の存続意義また経営上の要改善事項を明らかにすることが必要であると考え、「県出資公社等の財務事務について」を事件のテーマとして選定した。

【参考】

最近、県が出資する法人に関して影響する、更には県の財政や支援方針にも影響する制度改革が複数行われている。これらの制度改革に対して、各法人の現状および将来の見通しを判断し、県の財政負担が極小化される対応が求められる。

1. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号) の施行について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号) が平成 21 年 4 月 1 日より全面施行されている。当該法律により以下の内容が規定されている。

(1) 指標の算定

各地方公共団体の各年度決算に基づき次の 4 つの指標が算定されること。

① 実質赤字比率

- ・ 一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (*1)}}{\text{標準財政規模 (*2)}}$$

*1 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額

*2 人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

②連結実質赤字比率

- ・全会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (*1)}}{\text{標準財政規模 (*2)}}$$

- *1 「一般会計及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質収支額」
＋ 「公営企業に係る特別会計の資金不足・剰余金」
- *2 人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

③実質公債費比率

- ・一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金 (*1)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (*2)})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

*1 以下の項目の合計額

- ・満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ・公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金
- ・組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
- ・公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
- ・一時借入金の利子

*2

- ・地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
- ・基準財政需要額とは、合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定した金額

④将来負担比率

- ・ 公営企業、出資法人等を含めた、一般会計等が将来負担すべき実質的負担の標準財政規模を基本とした額に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (*1) - (充当可能基金額 (*2) + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (*3))}{\text{標準財政規模 - 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

*1 以下の項目の合計額

- ・ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ・ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
- ・ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
- ・ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- ・ 連結実質赤字額
- ・ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

*2 上記のうち、以下に充てることができる基金

- ・ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ・ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
- ・ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
- ・ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
- ・ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

*3 今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

(2) 指標に基づく取扱い

①地方公共団体は、次のいずれか一つに該当する場合、財政健全化団体に指定される。

財政健全化団体に指定された場合、財政再建の計画策定と個別外部監査が義務づけられる。

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
都道府県	3.75%以上	8.75%以上	25%以上	400%以上 (*3)
市町村	11.25%-15% 以上 (*1)	16.25%-20% 以上 (*2)	25%以上	350%以上 (*4)

*1 財政規模に応じる。

*2 財政規模に応じる。

*3 政令指定都市を含む。

*4 政令指定都市を含まない。

②地方公共団体は、次のいずれか一つに該当する場合、財政再生団体に指定される。

財政再生団体に指定された場合、実質的に国の管理下に置かれて財政再建を行うことになる。

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率 (*1)	③実質公債費比率
都道府県	5%以上	15%以上	35%以上
市町村	20%以上	30%以上	35%以上

*1 平成21～23年度の3年間については、経過的な基準（5～10%引上げ）が設けられている。

(3) 本県の状況

平成21年度決算に基づく数値が以下のように公表されている。

指標	対象	状況
①実質赤字比率	一般・母子寡婦・公債管理・市町村振興・小規模企業・農業改良・沿岸漁業・林業改善	全会計とも黒字（又は収支均衡）のため比率なし。
②連結実質赤字比率	公営企業会計を含む全会計	全会計とも黒字（又は収支均衡）又は資金不足なしのため比率なし。
③実質公債費比率	全会計、一部事務組合等	【平成19年度～平成21年度平均】 14.3%（<25%）
④将来負担比率	全会計、一部事務組合等、地方独立行政法人、地方公社・第三セクター等（道路公社・土地開発公社・損失補償を付している法人）	266.3%（<400%）

以上より、公社等の財政状態、公社等の将来収支及び公社等に対する県の支援状況・支援予定等については、上記の指標に直接影響を及ぼすものである。

2. 「第三セクター等の抜本的改革の推進について」(平成21年6月 総務省通知) について

「第三セクター等の抜本的改革の推進について」(平成21年6月 総務省通知、法第245条の4(技術的な助言)に基づくもの)がとりまとめられ、各地方自治体の長に通知された。このなかでは以下の点が述べられている。

「地方公共団体が、自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進し、もって、地方財政規律の強化に資することが極めて重要です。」

「各地方公共団体におかれては、現在第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。」

これらの点を踏まえ、今般、次のとおり第三セクター等の抜本的改革等に関する指針を策定しました。各地方公共団体におかれては、指針の内容に十分留意の上、適切な対処をお願いします。」

また、策定された「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」において、特に林業公社については以下のように言及されている。

「林業公社については、全国的にその経営環境が悪化していることから、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」における報告にも留意されたい。」

以上より、県としても第三セクター等の経営状態を把握し将来の収支状況を十分に検討のうえ、事業継続の是非及び効率的な経営方法等を検討する必要があるものとする。

3.公益法人制度の改革について

(1) 公益法人制度改革関連三法の施行

平成 15 年 6 月 27 日に閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針について」に基づき、平成 20 年 12 月 1 日より公益法人制度改革関連三法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、「認定法」という。）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が施行された。

これらの法律の施行と同時に、民法第 34 条により設立された従来の公益法人は「特例民法法人」となった。これまでの名称のまま、税制や監督官庁もそのまま従来通りの公益法人として 5 年間存続できるものである。なお、以下の（3）において、平成 20 年 11 月 30 日以前に設立された公益法人の取扱いについて記述している。

(2) 公益法人制度改革の基本的仕組み

① 準則主義による法人の設立

公益性の有無に係わらず、各官公庁による許認可を得ることなく準則主義（法人格の登記）により「一般社団法人」または「一般財団法人」を設立できる。

② 公益性判断の仕組み

有識者からなる公益認定等委員会（国）や各都道府県におかれた合議機関の意見に基づき、公益認定申請のあった一般社団法人および一般財団法人について目的・事業等の公益性を判断する仕組みが構築された。公益認定された場合、「公益社団法人」または「公益財団法人」となる。なお、認定法第 5 条各号（第 1 号～第 18 号）において「公益認定基準」が明らかにされている。

③ 新公益法人会計基準の制定

公益法人会計基準については、平成 16 年に大幅改正が行われ企業会計の考え方を取り入れたものとなり、平成 18 年 4 月より施行された。更に平成 20 年に、新たな公益法人制度に対応させるために、表示様式等の改正がなされている。

(3) 旧公益法人（平成 20 年 11 月 30 日以前に設立された公益法人）の取扱い

特例民法法人は、新制度の公益法人（公益社団法人または公益財団法人）または一般法人（一般社団法人または一般財団法人）を選択し、上記の 5 年間の移行期間のうちに、行政官庁に所定の申請を行い行政官庁の認定または許可を得る必要があ

る。なお、移行申請を行わない場合には、移行期間満了の日（平成 25 年 11 月 30 日）に解散したものとみなされる。

公益社団・財団法人に対しては優遇税制があり、税法上の収益事業であっても認定法上の公益目的事業であれば課税されない。また、公益社団・財団法人に対して寄附を行った者に対する優遇税制がある。このように公益社団・財団法人の認定を受けることには、税制上のメリットがある。

4. 「第三セクター等改革推進債」の創設について

地方財政法の一部改正により第三セクター等の抜本的な改革に必要な経費の財源に充てる地方債の特例措置が設けられた。

(背景)

- ・平成 21 年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が本格施行されていること。
- ・「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）により、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進めることとされたこと。
- ・上記の「第三セクター等の抜本的改革の推進について」がとりまとめられたこと。

(概要)

(1) 対象となる経費

第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

①第三セクター

- ・地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等（破産・民事再生等）を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（地方公共団体からの短期貸付金の整理に要する経費を含む）

②土地開発公社及び地方道路公社

- ・土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（地方公共団体からの短期貸付金の整理に要する経費を含む）

③公営企業

- ・公営企業の廃止を行う場合に必要となる経費（地方債の繰上償還費等）

(2) 対象期間

平成 21 年度から平成 25 年度

(3) 発行手続

- ・議会の議決
- ・総務大臣又は都道府県知事の許可

これにより、経営実態や将来の収支予想等に基づき経営の悪化した第三セクター等を整理する際に要する費用等について財政的な裏付けがなされた。

III. 包括外部監査の方法

1. 監査対象とした法人等

次の事項の金額の大きさを考慮して、以下の5 公社等及び当該公社等の県の主管課を抽出した。

- ・ 県から支払われる委託料
- ・ 県から支払われる補助金
- ・ 県からの貸付金額
- ・ 県が行っている債務保証金額又は損失補償金額

- ①財団法人山形県林業公社 / 農林水産部森林課
- ②山形県道路公社 / 県土整備部道路課
- ③財団法人やまがた農業支援センター / 農林水産部農政企画課
- ④財団法人山形県下水道公社 / 県土整備部下水道課
- ⑤社会福祉法人山形県社会福祉事業団 / 健康福祉部障がい福祉課

(参 考)

上記5 公社等に対する支出や資金取引等 (公表数値等をもとに作成)

金額単位：百万円

	H21 年度 補助金の支出	H21 年度 委託料の支出	H22/3/31 残 貸付金	H22/3/31 残 債務保証・損失補償
上記5 公社等計	1,273	2,772	18,831	15,668

2. 監査要点

主に次の観点から監査を実施した。

- (1) 公社等の事業目的
- (2) 公社等に対する県の管理体制
- (3) 財務諸表の作成・開示の状況
- (4) 公社等の経営に関して、経済性・効率性・有効性
- (5) 公社等の財政状態、経営成績及び資金繰りの状態
 - ・公共資本を有している公社等に関して、維持や再投資の可能性
 - ・県が貸し付けている貸付金の回収可能性
 - ・県の債務保証や損失補償の実行可能性

3. 監査手続

- (1) 分析等
 - ・関連法規等の調査、財務諸表の分析
- (2) 対象各法人および対象各部局等へのヒアリング（現地調査）
- (3) 各種議事録、決裁文書等の閲覧
- (4) 取引内容や財務諸表残高に関して原始証憑の閲覧

IV. 包括外部監査従事者

1. 包括外部監査人

公認会計士 高 嶋 清 彦

2. 包括外部監査人補助者

公認会計士 齋 藤 禎 治

公認会計士 吉 沢 公 人

弁 護 士 手 塚 孝 樹

V. 包括外部監査期間

平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの期間、監査を実施した。

VI. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および包括外部監査人補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 県出資公社等の財務事務について監査結果

I. 総論

1. 監査の結果について

公社等毎に、把握した現状を「概要」として、監査の結果、検出された事項を「監査の結果および意見」として記載している。

「概要」の記載は、文章中で特段の記述がない限り、平成 22 年 3 月 31 日（平成 21 年度末）時点での内容である。

概要については次の事項を記載している。

概要

- (1) 目的
- (2) 所在
- (3) 重要な事業所
- (4) 役員の状況
- (5) 職員の状況
- (6) 県との関係
- (7) 事業の概況

沿革

財務状況

- (1) 準拠している会計基準
- (2) 財務諸表の概要
- (3) 財務情報へのアクセス方法

今後の経営課題

- (1) 過去の「包括外部監査」の状況
- (2) 組織再編の予定の有無とある場合の概要
- (3) 「公益認定」への対応状況
- (4) その他法人が認識している経営課題の概要

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

対象による区分

区分	内容
公社等に関する事項	公社等に個別的な事項であり公社等が個別に対処可能と監査人が判断した事項
公社等の監査過程において検出された、県に関連すると考えられる事項	上記以外の、県が対処すべき事項または県の方針等を前提とすると監査人が判断した事項

性質による区分

区分	内容
指摘事項	現在の法令等に照らして抵触または不相当と監査人が判断した事項
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項

これらの記載の区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、事実の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果および意見については、平成 23 年 2 月末の時点での判断に基づき記載している。

2. 各公社等の監査結果及び意見の要約リスト

監査結果及び意見		区分	摘要
1.財団法人山形県林業公社			
1	<p>会計基準および財務規程への準拠性について</p> <p>平成 21 年度末において、実在しない現品処分済みの固定資産（事務用椅子 2 脚のうち 1 脚）が計上されている。</p> <p>固定資産および物品について毎年実在していることを確かめ、その明確な証跡を残したうえで、現物管理およびその会計処理（不一致がある場合の除却処理等）を適切に行うべきである。</p>	指摘	公社等
2	<p>借入金の残高管理について</p> <p>県からの借入金の一部について、県知事が押印した外部資料「資金の貸付について（通知）」が保存されていない年度が散見された。</p> <p>県からの借入に関しての外部資料は当該通知のみであるため、林業公社における権利義務を明確にする重要資料として適切に保管する必要がある。</p>	指摘	公社等
3	<p>借入金の返済可能性について</p> <p>借入金の返済可能性は分収林契約からの収益が収支予測通り実現するか否かにかかっている。毎年度、経営コスト、木材価格を反映させた収支予測の見直しを行っているが、理事会の承認事項とはなっておらず専務理事の専決事項となっている。これらの収支予測は、かなり長期にわたる将来予想を含むものであり困難さを伴うものであるが、毎年度、理事会等で機関決定すべき事項と考える。また、収支予測の達成状況は県の財政にも少なからぬ影響を及ぼすことと考えられることから、然るべき方法で情報開示される仕組みが必要であると考え。</p>	指摘	公社等
4	<p>借入金の返済可能性について</p> <p>収支予測の実現可能性は、分収林契約における林業公社と土地所有者との分収率を 7:3 と変更することが達成されるかどうかにかかっている。この方針が明確にされた「財団法人山形県林業公社の抜本的経営改革をめざして」においては、同時に、主伐までの契約期間を延長するとともに低利な資金への借換えをはかり返済負担を軽減することにも言及されている。林業公社ではこの契約期間を延長させることを優先し実行中であるが、当該経営改善の大きなウェイトを占める分収率変更への具体的な対応策を速やかに講じる必要がある。</p>	指摘	公社等

5	借入金の返済可能性について 土地所有者を正確に把握することが今後重要になると考えられる。このため、現在も行っている「造林契約台帳」による契約内容の管理を今後とも充実していくことが望まれる。	意見	公社等
6	借入金の返済可能性について 施業基準および路網整備方針が新たに策定されており、これを踏まえた収支予測および投資計画を早期に策定する必要がある。これらの計画は政策方針等の見直しに伴い適時に見直していくべきものであり、この結果に基づき分収林直接事業費（分収林の育成・整備に係る費用）の将来予想の金額を見直す必要がある。	意見	公社等
7	分収林経営勘定について 現状、分収林経営勘定の評価に関する実務慣行は定着していないが、平成22年12月27日に報告された「林業公社会計基準について(素案)」(林業公社会計基準策定委員会)では、時価評価を行う時期は主伐時期が到来した時期とされている。現在、林業公社では主伐時期に到来している森林資産(=分収林経営勘定)は無いことから、時価評価額を算定する時期ではないと認識している。 なお、上記基準では、標準伐期齢以上の森林資産について、現時点における「回収能力見込額」を注記し、森林資産情報として開示することとしている。 この基準が策定されれば、林業公社にかかる一般に公正妥当と認められる会計基準としてこれを遵守する必要がある。	意見	公社等
8	借入金の返済可能性に関連するインフラ整備について 収支予測に基づき借入金が返済可能であるための条件の一つとして主伐時期に伐採した木材を市場まで運び出すための路網整備等のインフラ整備が必要となる。 現在、公社では独自に路網整備方針を策定しているが、インフラ整備の費用負担については、今後公社の自助努力に加え、社会資本整備の観点から、国の方針を受けた県の林業行政の枠組みの中で検討されるべき事項であると考えられる。	意見	県に関連する と考えられる 事項
2.山形県道路公社			
1	跨線橋下駐車場の有効利用について 東根跨線橋下駐車場については野鳥の害により、老野森跨線橋については需要が少ないため、一部利用ができないスペースが生じている。営業収入の機会損失が発生しているため、費用対効果を検討したうえで、対応を行っていくべきである。	意見	公社等

2	<p>収支決算内訳書における本社経費割掛分の算定について</p> <p>現状、本社経費を按分する際、西蔵王有料道路、山形駅西口駐車場における負担額を少なくするため、跨線橋下駐車場の収支を0にするような按分を行っているが、必ずしも実態に即した処理ではない。</p> <p>本来、本社経費按分は、人件費の従事割合等、合理的な基準によって按分すべきである。しかし、経営改善のため組織のスリム化を図っていることにより、総務・管理業務とも兼務体制をとっているため、従事割合が出せない状況となっている。</p> <p>あくまでも、本社経費按分は、従事割合等によりできる限り正確に行い、そのうえで、跨線橋下駐車場の収支差額分について西蔵王有料道路会計や山形駅西口駐車場会計へ拠出する場合は、道路公社として他会計へ拠出する意思決定を行った上で、処理すべきである。</p>	意見	公社等
3	<p>山形駅西口駐車場について</p> <p>平成42年以降、駐車場の運営については、県として対応を考えなければならないため、現在においても山形県として、駐車場の運営を注視していく必要があるものとする。</p> <p>県は、平成42年以降の山形駅西口駐車場のあり方等の課題を検討するため、駐車場資産について減価償却計算を実施する等企業会計の手法を用いて、管理上、駐車場の財政状況や経営成績を算定することが有用であるとする。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
4	<p>跨線橋下駐車場の管理委託の点検報告について</p> <p>「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路の占用の取り扱いについて(国道利第20号平成21年1月26日国土交通省道路局路政課長通知)」において、高架下の占用許可を行うに際し、道路管理者は、占用主体が行う高架下の日常的な点検等についての条件を附すこととしている。</p> <p>しかしながら、道路管理者である山形県が坂巻跨線橋下の更新の占用許可を平成22年4月1日に行っているが、占用許可を行った際、条件を付していないため、公社は、点検の報告や点検要領等を作成していない。</p> <p>あくまでも占用許可の可否、許可条件の内容等は道路管理者である県としての裁量権に属するものであるが、管理上、県は、上記通知に則って、必要な対応を行っていくことが望ましいとする。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
5	<p>西蔵王有料道路事業の終了に伴う県民負担について</p> <p>本来有料道路における利用計画は、長期にわたることより、当初計画時には予測できない事象の発生によって、計画と実際のかい離が発</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項

	生する可能性があるが、西蔵王有料道路においては、当初計画からの かい離が生じる結果、平成 28 年度の無料開放時には、14 億円を超え る市中銀行借入の未償還金が残る見込みである。この未償還の負債は、 道路資産とともに、山形県に引き継がれることとなるため県は、西蔵 王有料道路事業が終了し最終的に残る未償還の負債について県民の理 解が得られるよう、有料道路を整備した意義や効果、引き継がれる道 路資産、計画的な負債の償還計画などについて十分に説明していく必 要がある。		
6	道路管理事務所の無料開放後のあり方について 平成 28 年 7 月に当該道路は公社による事業が終了し、県へ事業およ び道路資産が移管されることが確定している。当該管理事務所建物は 道路資産の附帯資産であるから、同時に移管されることになる。また、 移管と同時に当該道路は無料開放されることになっている。 現時点ではその後、道路管理事務所建物をどのように利用していく のかは未定である。このことは、有料道路事業終了時までの公社の収 支計画にも影響を与える可能性があるため、県は、有料道路事業終了 後に道路管理事務所を利用するか否か、使用するとした場合はその 利用方法を検討する必要がある。	意見	県に関連する と考えられる 事項
3.財団法人やまがた農業支援センター			
1	正味財産増減計算書における事業別の正味財産増減計算における改善 の必要性について (1) 収益・費用の対応関係について 平成 21 年度現在、正味財産増減計算書において、事業別の収益、 費用の対応関係が不明確であり、当該事業の状況を把握するうえ で、事業の実態が不明確な状況となっている。事業の状況が、明 確に把握ができる費用、収益の対応関係を検討する必要がある。	意見	公社等
	(2) 共通的费用の配分方法について 平成 21 年度財務諸表の正味財産増減計算書の中で、各事業への 共通的费用等の配賦基準が明確ではなかった。共通的费用等の配 賦の方法は、平成 21 年度に適用していた会計基準における拠所 になる指針として、公益法人会計実務 Q&A (中間報告その 3) (平 成 6 年 9 月 5 日 日本公認会計士協会 公益法人委員会) 5 を参 考に、共通経費を配賦していくことで事業の状況がよりの確にと らえることができたものと考えられる。また、共通費を各事業に 配賦していくうえでの基礎となる、職員の執務実績が明確でなく、 従事割合が不明な状況となっている。事業実態をつかみ、適切な	意見	公社等

	事業運営の管理を行うためにも、共通経費をいかに配賦するかの検討を行い、共通経費配賦の基礎となる従事割合等の把握等課題について対処していく必要があるものとする。		
2	<p>ニューファーマー経営安定加速事業</p> <p>当該事業により提供される資金は「貸与」であり、その後の意思決定により、返還義務の免除がなされる。しかしながら、平成 19 年度以前の会計処理においては、当初の資金提供時に「助成金」として費用処理がなされている。当初は、貸与であることより、貸付金と処理し、返還免除の意思決定に伴い、費用処理することが望ましい。</p>	意見	公社等
3	<p>集落営農支援事業によって整備された財産の管理について</p> <p>当該事業によって整備された施設等についての、財産管理台帳は存在し、利用率、財産状況についても地域協議会が把握に努めており、センターとしても成果目標の達成状況の評価の際に施設等の利用状況等については聞き取りしている状況にあるが、十分に把握できている状況にはない。当該条項を遵守し、運用していくためにも、事業によって整備した、固定資産の利用状況について、地域協議会と連携して、センターとして状況把握につとめ、適切に管理していく必要があるものとする。</p>	意見	公社等
4	<p>特定資産について</p> <p>以下の二つの特定資産については、当該特定資産としての意義は薄れているものと考えられる。当該特定資産設定の意義を見直し、運用上、有効に機能するように設計しなおす必要があるものとする。</p> <p>(1) 強化基金引当資産</p> <p>強化基金引当資産 (116,394,200 円) は、農地保有合理化事業を円滑に実施するための基金として、農地保有合理化事業に伴う損失補てん、地価下落等の要因によって生じる欠損の補てんやセンターの運営のために必要とした場合に使用するために、特定されている。</p>	意見	公社等
	<p>(2) 支援事業引当資産</p> <p>支援事業引当資産 (10,000,000 円) は、センターが支援事業を実施するに当たり、推進するための資金であり、センターの支援事業に行うための人件費や一般管理費に充てる目的で特定されている。</p>	意見	公社等
5	<p>特別事業用地の評価基準及び評価方法について</p> <p>公益法人会計基準 (第 4 財務諸表の注記、1 (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等) に注記が要請されているが、センターにおける現状の財務諸表に、特別事業用地の評価基準及び評価方法については、注記表示がなされてい</p>	指摘	公社等

	い。現状は、取得原価により、評価されているのでその旨の開示が必要であるものとする。		
6	<p>債権債務の長期短期による流動固定分類について</p> <p>貸借対照表上、以下のように、長期、短期の流動固定分類が妥当ではないため、表示上、修正が必要であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動資産として農業用機械・施設導入事業貸付金が6,800,000円あるが、そのうち、5,100,000円は長期の債権であり、固定資産として分類しなければならないものである。 ・特別事業未収金201,629,959円のうち、滞留債権14,388,859円が存在し、平成24年度までの分割払いによる長期にわたる回収計画となっている。 	指摘	公社等
7	<p>債権について貸倒引当金の設定が必要なものについて</p> <p>貸倒が懸念されている債権について、公益法人会計基準における貸倒引当金の設定の検討がなされていない事例があった。</p> <p>債権の回収が懸念される債権であり、貸倒引当金の設定の基準を検討し、基準に従って貸倒引当金の設定がなされなければならないものとする。</p>	指摘	公社等
8	<p>有価証券の管理規程について</p> <p>財務規程には、債権の管理等に関する規程はあるが、有価証券に関する規程が無かった。有価証券は、運用についてリスクが存在し、いかなる債権に投資するかについては、慎重に決定しなければならないので、別途、運用規則を作成しておくことが望ましい。</p>	意見	公社等
9	<p>特定資産の処分について</p> <p>経営構造改革緊急加速リース支援事業に係る機械の処分について、販売会社の代表理事からの報告をもって処分処理を行っているが、廃棄処分資料もなく、実際処分を行っているか不明であった。当該支援事業については事業実施要領が定められているが、当該処分案件についての資産管理に係る規定が整備されていないため、処理自体が不十分となっていると考えられるため、処分を行う場合は、除却処分をしたことの証憑を添付の上、処分を行う等の規定を設けるべきとする。</p>	意見	公社等
10	<p>徴収不能償却債権についての回収努力について</p> <p>平成21年度に徴収不能として償却した債権1,125,800円に対して、回収努力や債権保全等の手続について証跡が残っていない。</p> <p>徴収不能として会計上償却した債権で債権放棄していない債権についての回収努力及び債権保全については、経過等の証跡を管理すべきである。</p>	意見	公社等

11	<p>特別事業における農地販売先への与信管理について</p> <p>平成 14 年 12 月時点で明らかに経営が悪化していた先に、農地を平成 15 年 12 月に 14 百万円、平成 16 年 3 月に 15 百万円で販売したが、全額回収されずに、平成 22 年 3 月現在においても、回収されないまま残っている。</p> <p>農地販売するに当たっては、相手の経営力や財務力を判定し、与信をどうするかといった判定をするためにも、買入先の決算書や申告書を入手し、債権の回収可能性やその可能性に応じた債権保全の手段方法等の吟味を慎重に行ったうえで、販売決定を行うべきと考える。</p>	意見	公社等
12	<p>遊休資産について</p> <p>平成 22 年 3 月末現在に計上されている固定資産の中で、遊休資産が存在する。</p> <p>使用の可能性が無いものについては、速やかに処分をする必要があるものとする。</p>	指摘	公社等
13	<p>貸与助成金について</p> <p>ニューファーマー経営安定加速事業による助成金のうち継続就農されない等の理由により返還免除にならなかった債権が 2,150,000 円滞留しているが、債権回収・保全の手続きが適切に行われておらず、会計処理についても不適切なものとなっている。</p>	指摘	公社等
14	<p>実践農業研修助成資金貸付金について</p> <p>実践農業研修助成資金貸付事業による貸付金のうち、平成 17 年度の研修生 1 名に係る償還金が滞納されている。</p> <p>当該滞納分については、本人及び連帯保証人との交渉を持ち、滞納金の督促を行っているが、回収に至っておらず、今後とも当該債権の回収・保全に向け適切な管理に努めていくべきである。</p>	意見	公社等
15	<p>合理化事業強化基金の運用益の用途について</p> <p>平成 21 年度の合理化事業強化基金の運用益の用途については、合理化事業の直接事業費に充当されている 4,891 円を除く、2,699,109 円については、一般管理費等に充当されている。</p> <p>しかしながら当該利息についての用途については、一般管理費等に充当されている部分については、具体的に特定できない状況となっている。運用益については、より具体的に特定を行うことが望ましいものとする。</p>	意見	公社等

4.財団法人山形県下水道公社			
1	除却すべき物品の存在について 置賜処理区において、故障しており使用していないパソコンが1台存在していた。なお、当該物品は購入時に費用処理されており、物品として管理されている。公社は財務規程に基づき、不要物品を把握した場合には適時に不要決定および処分を行わなければならない。	指摘	公社等
	また、すべての処理区において物品の除却候補リスト等を作成するなど工夫して、適時に除却の判断ができるよう物品の管理を徹底されたい。	意見	公社等
2	棚卸資産の管理について 現在、公社は薬剤や濾布等の消耗品について購入時に費用として会計処理し、期末時点で未使用の部分について棚卸資産として計上をしていない。 公社は消耗品の管理について、まず現状と一致するよう規程等の見直しを検討した上で、必要な場合には消耗品のうち期末未使用分について実地棚卸を行い、管理表・実施照合表等の帳票類を整備することが望ましい。これにより、適正在庫の維持が図られる基盤が整備できるものとする。	意見	公社等
3	退職金規程の不備について 公社は県OB職員を常勤の正職員として雇用しているが、当該県OB職員に対し退職金は支給しない方針であり、実際に支給された事実は過去にない。しかし、公社退職金規程では支給対象職員の定義が明確でなく、県OB職員に退職金を支給しない旨の規定等は明文化されていない。この点、法的に検討すると、公社は退職者からの請求があれば退職金規程に基づいて退職金を支給しなければならないものと考えられる。公社は県OB職員に対し退職金は支給しないとする方針に合致した退職金規程を整備しておく必要がある。	意見	公社等
4	執務実績の証跡不備について 公社では、日別・各人別に職員の執務実績が証跡として残されていないため、各事業に係る人件費を正確に測定することができない。公社は適切な時間集計単位を設定し、日別・各人別に職員の執務実績を証跡として残し、経営効率を向上させるための分析等に利用すべきである。	意見	公社等
5	県および公社間の業務委託契約書における用語の修正について 県および公社は4つの下水道処理区について、設備の運転管理業務および施設の維持管理業務に係る契約書を取り交わしている。この契	意見	県に関連する と考えられる 事項

	<p>約書中、施設等の使用および管理・修繕等について、それぞれ、「修繕」と「補修」とを異なる概念で捉えている。</p> <p>県および公社は、今後の契約に当たり用語を修正するか、あるいは少なくとも用語の定義を明確にすることにより、両者の権利義務関係を明確にする必要がある。</p>		
6	<p>下水道事業全体に係る資金のリスク管理について</p> <p>県から公社への委託料支払は、平成 21 年度実績で総額 1,487 百万円と多額であるが、公社において再委託業者等への支払滞留が発生する場合や余剰資金が発生する場合には、公社での預金管理が必要となる。</p> <p>実際に、年度中の余剰資金が譲渡性預金として運用されている。また、年度末には県からの委託料について余剰金の精算を行っているが、この精算により 1 億円を超える返還額が生じている。</p> <p>県は下水道事業全体に係る資金のリスク管理をより強固なものとするため、公社において余剰資金や滞留資金が発生しないよう、公社に対する支払方法およびその時期を検討すべきである。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
7	<p>公社流域下水道事業の再委託について</p> <p>公社は、流域下水道設備の運転管理業務、施設の維持管理業務を県から委託されているが、その一部について民間業者へ再委託している。平成 21 年度における各処理区の再委託割合（決算書ベース）は、いずれの処理区も 7 割超かつ山形処理区は包括的民間委託により 95% 超の再委託割合となっている。</p> <p>現在の県から公社への業務委託は再委託を前提としているため、現状と整合するよう契約内容を検討すべきと考える。</p> <p>また、県から公社への委託業務について再委託を前提とするなば、これまで再委託によって公社経営がどの様にどの程度効率化されたのか、さらに包括的委託と仕様発注とのどちらを選択する方が再委託の効果が高いのかといった定量的な分析を行い、今後の契約にフィードバックすべきであろう。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
8	<p>県・公社間の業務委託契約書の記載内容について（資格に関連して）</p> <p>県は、流域下水道の維持管理に係る資格を保有している職員を 1 名、県出先機関と同様の機能を有する公社には 4 名の有資格者を確保している。</p> <p>県と公社は法律上別組織と考えられ、「公社は県の代行機関」との位置付けにおいて、県と公社のいずれが下水道事業の運営管理等の責任を負うかが契約書等に明記されていない。</p> <p>県は公社との契約において、下水道事業の運営管理等に係る責任の</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項

	所在を明確にすべきであろう。また、県は下水道事業の安定的な運営管理等を目的として、有資格者を複数名確保することが望ましい。		
9	<p>流域下水道事業全体における損益について</p> <p>流域下水道事業は、県において下水道処理施設の整備等が行われ、同施設の運転管理業務および維持管理業務を公社に委託している。当該委託料は県が、一般会計とは別に流域下水道事業特別会計を設け、当該特別会計内で公社へ支払っている。一方、公社では当該委託料について余剰が生じた場合には全額を県に返還する方針としており、県特別会計への返還が同一年度に行われている。</p> <p>しかし、県一般会計と流域下水道事業特別会計との間における繰入金および繰出金の処理については、同一年度ではなく年度をまたいで行われており一般的に理解しづらい構造となっている。</p> <p>県は、流域下水道事業に係る一般会計と流域下水道事業特別会計との関係（資金の流れ、債権債務の関係等）を、より明確に県民へ説明するべく努力することが望ましい。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
10	<p>流域下水道維持管理費に係る下水道料金の決定について</p> <p>県は流域下水道に係る料金（維持管理負担金）の決定において、維持管理費、回収対象資本費（過年度の未収金回収分も含む）および予測水量を概算し、各費用を予測水量で割った金額の合算値を流域関連市町と協議の上、県議会の議決を受けて市町から徴収している。</p> <p>平成 21 年度末の県流域下水道事業における累積黒字は約 20 億円に上っており、県の流域関連市町に対する資本費立替金は約 27 億円に上っている。</p> <p>この点、資本費立替金が累積黒字よりも上回っている現状に鑑みて、維持管理負担金の累積黒字は県が関連市町から徴収する維持管理費への充当による単価の値下げではなく、資本費立替金との相殺による解消が望ましいのではないかと考える。</p> <p>県は流域下水道に係る維持管理負担金の決定において、各処理区における累積黒字の状況だけでなく、資本費立替金の状況も同時に照らし合わせた上で料金設定することが望ましいと考える。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
5.社会福祉法人山形県社会福祉事業団			
1	<p>預金の簿外残高について</p> <p>平成 22 年 3 月 31 日現在、きらやか銀行湯野浜支店に慈丘園園長名義の普通預金 2,265 円が残高として存在しているが、事業団帳簿には計上されていなかった。</p> <p>各施設の現預金管理およびその報告が正確に行われる様に内部管理</p>	指摘	公社等

	を徹底し、また決算時における現預金の帳簿残高と銀行残高証明書等との照合を漏れなく実施することにより、事業団名義の現預金をすべて決算書に表示する必要があるものとする。		
2	<p>たな卸資産（商品・製品）の過大評価について</p> <p>事業団は平成22年3月31日現在、その決算書にたな卸資産として各授産施設において製造販売される商品・製品2,743,376円およびその仕掛品1,108,010円を計上しているが、当該たな卸資産を売価によって評価している。</p> <p>事業団の財政状態を適切に表した決算書とするため、たな卸資産の評価について「社会福祉法人会計基準」および「同注解」に準拠した「原価基準」に基づく経理規程および会計処理とする必要がある。</p>	指摘	公社等
3	<p>基本金残高の未計上について</p> <p>平成22年3月31日現在、事業団決算書における基本財産特定預金は10百万円（山形銀行県庁支店定期預金）計上されているが、基本金残高は0円となっている。この基本財産特定預金10百万円は事業団創設時における県からの出資金であり、県の決算内訳書においても出資金として表示されているものである。</p> <p>当該特定預金に対する見合いとなるべき基本金が0円となっている現状を再検討し、然るべき会計処理を行うべきである。</p>	指摘	公社等
4	<p>固定資産の過少計上について</p> <p>事業団はその経理規程において、単価10万円を超え、かつ1年を超えて使用する物品に係る支出は資産計上することとしている。</p> <p>事業団決算書において少なくとも器具備品が1.8百万円、構築物が1.1百万円過少計上、修繕費が2.9百万円過大計上となっている。</p> <p>事業団は各施設で費用処理されている支出について資産計上すべき支出が含まれていないか調査し、経理規程に基づいた処理を行える状況および内部統制を早急に整備すべきである。</p>	指摘	公社等
5	<p>固定資産台帳の管理について</p> <p>事業団は、固定資産の減価償却計算を行う上で財務会計システム内の固定資産管理台帳を利用しているが、平成22年3月末日現在の当該資産登録内容は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に照らして、前出登録資産の資産区分および耐用年数を検討すると、無形固定資産が約9.5百万円・車両運搬具が約0.9百万円の過大計上、器具備品は約3.8百万円の過少計上となっている。</p> <p>固定資産管理台帳の登録内容につき再度精査した上で規程が求める</p>	指摘	公社等

	正しい会計処理となるよう修正し、また今後の台帳管理につき正しく行われるよう内部統制を強化する必要がある。		
6	<p>決算書の記載内容について</p> <p>(1) 内部取引の消去</p> <p>事業団は、その決算において事業団内部における取引によって生じた損益および資産負債を消去せずに計算書類を作成している。消去していない重要な損益は人件費および雑収入の 244 百万円、資産負債は短期貸付金および短期運営資金借入金の 181 百万円がそれぞれ過大計上されたまま表示されている。</p> <p>事業団は内部取引について相殺消去した計算書類の作成を検討すべきであり、それができない場合でも少なくとも内部取引の内容と金額について注記することにより適切な情報開示をすべきであろう。</p>	指摘	公社等
	<p>(2) 財産目録</p> <p>事業団は、計算書類に含まれる財産目録を作成しているが貸借対照表と同様の記載内容となっている。</p> <p>事業団は社会福社会計基準および同注解が求める資産および負債の詳細を明記した財産目録を作成すべく、計算書類の記載内容を再度検討しなければならない。</p>	指摘	公社等
7	<p>たな卸資産の計上に係る経理規程について</p> <p>事業団は各施設で調達している食材や介護関連資材等を購入時に費用として会計処理しており、期末時点で未使用のものについてたな卸資産として資産計上していない。また、当該未使用品について実地棚卸を行っておらず、その実態が不明となっている。</p> <p>事業団は①「販売用品」「原材料」の定義等を明確にするよう、たな卸資産に係る経理規程の改定を再度検討すべきである。また、②費用処理の容認基準については、業界慣習が「介護用品等のたな卸資産」と限定的である点を考慮し、「棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもの」と拡大解釈している条文を再考した上で、たな卸資産に係る経理規程の改定を検討すべきであろう。</p>	意見	公社等
8	<p>内部管理態勢について</p> <p>事業団は多数の施設を有しており、各施設で定款に記載されている社会福祉事業等を遂行する上で出納業務、購買業務および正職員以外の職員（以下、「非正職員」という。）の給与計算業務等の実務がそれぞれ行われている。本部においては、各施設に対する内部監査の仕組みを構築し運用することに努めている。</p>	意見	公社等

	<p>事業団で行われている以下 3 つの実務につき、再度業務のあり方を検討されたい。</p> <p>i) 現預金の出納管理について</p> <p>事業団では各施設において通帳および印鑑を管理しているが、次表のとおり平成 22 年 3 月 31 日現在、現預金残高が数千万円から数億円となっている施設が散見される。事業団は業務に支障のない範囲で各施設にある多額の現預金を本部にて集中管理する実務を検討すべきである。</p>		
	<p>ii) 正職員以外の職員の給与計算および支給について</p> <p>事業団は、正職員以外の職員（以下「非正職員」という。）の給与計算および支払業務を各施設において行っている。</p> <p>事業団は正職員だけでなく非正職員に係る給与計算および支給も本部に集約するか、あるいは本部にて給与計算および支給に係る監視機能の強化を積極的に検討し、リスク回避の上でコスト削減を目指すべきである。</p>	意見	公社等
	<p>iii) 購買手続について</p> <p>事業団は多数の施設を有していることから、そのスケールメリットを活かして共通資材等を一括購入するなどしてコスト削減を図るべきところ、全体で一括して契約しているのは重油購入単価、電気設備保安業務および消防設備点検業務と限られた分野のみとのことである。事業団全体あるいはエリア毎で入札・発注・購買が可能なものについては、更に進めるべきであろう。</p>	意見	公社等
	<p>以上 3 つの観点から、現預金管理および多くの一般管理業務が各施設で行われており、かつ取引発生から会計処理まで各施設において完結している現状に鑑み、事業団は現在行っている各施設への内部監査をより実効性あるものとする必要がある。さらに、業務効率化、コストダウンおよび内部牽制態勢充実の観点から、各施設で行われている様々な業務について事業団全体あるいはエリア毎に統合・管理すること等も視野に入れて再度検討すべきであろう。</p>	意見	公社等
9	<p>特別会計の位置付けについて</p> <p>事業団は、職員の年金共済制度に係る資金の積み立てや手当の支給など収支状況や財政状態を、一般会計と区分した年金共済事業特別会計として決算書に表示している。</p> <p>一方、事業団に係る会計および規程の基礎となる「社会福祉法人会計基準」および「社会福祉事業法」に照らし、事業団は、職員の年金共済制度に係る収支状況や財政状態を、一般会計に含めて決算書に表</p>	意見	公社等

	示することを検討し、それに先立ち経理規程の内容を再検討すべきである。		
10	退職給付債務の認識について 事業団は経理規程における退職給与引当金の計上規定を確定的な表現に見直すべきである。	指摘	県に関連する と考えられる 事項
	事業団（または県）は、計算書類（または決算書等）に退職給与引当金を計上すべきである。	指摘	県に関連する と考えられる 事項
11	退職給付債務の認識について 県と事業団は退職手当に係る補助金について、将来負担の確定を含めて協議することが望ましい。	意見	県に関連する と考えられる 事項
12	借用地の駐車場設置について 事業団の特別養護老人ホーム4施設は、平成15年4月に県から建物、設備等につき無償譲渡を受け、その後自主管理を行っている。当該施設に係る土地は現在も県が所有し、事業団は県から無償貸与を受けているが、同施設のうち寿泉荘に係る土地の一部を所有者である県に特段の報告なく事業団が駐車場に造成していた。 借主である事業団は経理規程に従った承認活動を行うべく各施設への指導を徹底し、また各施設で費用処理されている支出について県への報告を要するものがないか本部等により調査し、さらに明確な経理規程を整備することにより承認や報告が漏れることのない体制および内部統制を構築すべきである。	指摘	県に関連する と考えられる 事項
13	指定管理者制度の運用について 県は社会福祉施設につき、平成18年度から指定管理者制度を採用し、同年から5年間にわたり事業団を指定管理者として選定し制度運営してきた。 この点、計2期10年にわたりすべての社会福祉関連施設に係る指定管理に対して事業団のみしか応募していない現状を外形的に判断すると、監査人は「幅広い団体の中から指定」されているかどうか、また、制度趣旨に合致しているかどうか全く疑義なしとしない。 県は、業務の専門性や提供するサービスの質の確保には十分留意しつつも、さらに応募者が複数となりやすい環境を整備し、指定管理者制度の趣旨により合致した制度運用を行っていくべきと考える。	意見	県に関連する と考えられる 事項

※ 上記表の「摘要欄」について記載すると以下のとおりである。

「公社等」

：公社等に個別的な事項であり公社等が個別に対処可能と監査人が判断した事項

「県に関すると考えられる事項」

：上記以外の、県が対処すべき事項または県の方針等を前提とすると監査人が判断した事項

Ⅱ. 各公社等に関する各論

・ 財団法人山形県林業公社

【概要】

以下については、特段の記述がない限り平成 22 年 3 月 31 日（平成 21 年度末）時点での内容である。

1. 概要

(1) 目的

「財団法人山形県林業公社寄附行為」第 3 条（目的）によると以下のとおりである。

「山形県において森林資源の造成整備を図るとともに、森林、林業に関する普及啓蒙等を行うことにより水源のかん養を図り、国土の保全を期するとともに林業生産の向上を促進し、もって住民生活の安定と農山村経済の振興に寄与することを目的とする。」

(2) 所在

山形県山形市緑町

(3) 重要な事業所

(2) に所在の本部のみ

(4) 役員の様況

①人数

理事 11 名、監事 2 名、評議員 11 名

②報酬総額

7,538 千円

(5) 職員の様況

①人数

職員 10 名、嘱託職員 3 名、事務補助員 1 名

②平均年齢

48.3 歳（職員 10 名）

③報酬総額および平均給与金額（支給総額を人数で除して算出）

報酬総額は 62,955,473 円

職員（10 名）の平均給与額は 6,295,547 円

(6) 県との関係 (平成 21 年度および平成 21 年度末の状況)

① 県からの出資

法人の出資金金額は平成 22 年 3 月 31 日時点で 10,000,000 円であり、全額山形県が出資している。

② 県との契約

・「財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」(昭和 42 年 7 月 3 日山形県規則第 36 号、最終改正 平成 17 年 7 月 12 日規則第 61 号)に基づき、山形県よりその事業資金を借り入れている。平成 22 年 3 月 31 日現在、残高は 16,683,405,845 円となっている。

当該借入金の条件は以下のとおりである。

借入期間および返済条件	<p>(借入実行) 昭和 42 年度から平成 21 年度までの各年度において借入が発生している。</p> <p>(返済期限) 昭和 42 年度借入分は平成 62 年 3 月 31 日。借入実行年度により以降各年度末 (3 月 31 日) を償還期限とし、平成 21 年度実行分は平成 84 年 3 月 31 日が償還期限。</p>
金利条件	<p>上記の「財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」に基づき平成 17 年 4 月 1 日以降の期間に対応する金利は無利息とする。それまでの期間に対応する分は、借入年度毎にそれぞれの償還期限に一括支払される。平成 22 年 3 月 31 日現在の未払利息合計額は 8,003,663,319 円である。</p>
担保提供・保証人	いずれも該当なし。

なお、平成 21 年度に実行された借入金の概要は以下のとおりである。以下の内容は既述した残高等に含まれている内容である。

借入実行金額	551,950,000 円
返済期限および返済方法	平成 84 年 3 月 31 日に一括返済。
金利条件	無利息
担保提供・保証人	いずれも該当なし。
資金使途	市中金融機関および日本政策金融公庫からの借入金の返済資金ならびに事業運営資金。

また、「財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」は以下のとおりである。

財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則

昭和 42 年 7 月 3 日
山形県規則第 36 号

改正 昭和 46 年 10 月 11 日規則第 59 号 昭和 59 年 8 月 7 日規則第 58 号
平成 6 年 6 月 7 日規則第 46 号 平成 15 年 3 月 25 日規則第 18 号
平成 17 年 7 月 12 日規則第 61 号

財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則をここに公布する。

財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、財団法人山形県林業公社（以下「公社」という。）の円滑な運営を図り、もつて森林資源の活用及び国土の開発、保全並びに農山村の経済振興に資するため、県が公社に対して資金を貸付けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

第 2 条 県は公社に対して、予算の範囲内で、公社が植林、保育及び伐採等の事業を行なうのに必要な資金（以下「事業資金」という。）を貸付ける。

(貸付条件)

第 3 条 事業資金の償還期限は、貸付けの日から起算して 83 年以内で知事が定める日とする。

2 事業資金の貸付は、無利子とする。

3 公社が償還期限（第 10 条の規定により繰上償還を命ぜられたときは、当該繰上償還に係る償還金の償還期限とする。）までに事業資金を償還しないときは、償還すべき金額につき山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）第 178 条の 3 に規定する額の違約金を徴収する。

一部改正〔昭和 46 年規則 59 号・平成 6 年 46 号・15 年 18 号・17 年 61 号〕

(借入申込)

第 4 条 公社は、事業資金を借入れようとするときは、借入申込書（別記様式第 1 号）に当該年度の収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付の決定通知)

第5条 知事は、申込書を受理した場合において、これについて審査し、適当と認めるときは、事業資金の貸付けを決定し、その旨を公社に通知する。

(借用証書)

第6条 公社は、事業資金の交付を受けようとするときは、借用証書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の使用制限)

第7条 公社は、事業資金を他の用途に使用してはならない。

(事業資金の経理)

第8条 公社は、事業資金に係る収入及び支出について、明確に経理しておかなければならない。

(事業実績の報告)

第9条 公社は、毎事業年度終了後、2箇月以内に前事業年度内における事業の実績を知事に報告しなければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第10条 知事は、公社が次の各号の一に該当するときは、償還期限が到来する前に既に貸付けた事業資金の全部又は一部を繰り上げて償還させるものとする。

- 1 この規則に違反したとき。
- 2 偽りの申請その他不正の手段により事業資金の貸付けを受けたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年10月11日規則第59号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(山形県中小機械類購入資金貸付規則等の一部改正に伴う経過措置)
- 2 次の各号に掲げる規則による貸付金等のうち、この規則の施行前に既に貸付等の契約が締結され、又は決定がなされているものに係る違約金又は延滞金の計算については、なお従前の例による。

(8) 財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則

附 則(昭和59年8月7日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年6月7日規則第46号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則に基づいて貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月25日規則第18号)

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則に基づいて貸し付けられた資金については、改正後の第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後の期間の利息の計算について適用し、施行日前の期間の利息の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 7 月 12 日規則第 61 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日の貸付金から適用する。
- 2 平成 17 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前に改正前の財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則（以下「旧規則」という。）に基づいて貸し付けられた資金の償還期限は、次の表の左欄に掲げる貸付の日が属する年度の区分に応じ、それぞれ貸付けの日から起算して同表の右欄に掲げる期間を経過する日が属する年度の末日とする。

昭和 42 年度及び昭和 43 年度	82 年
昭和 44 年度から昭和 50 年度まで	81 年
昭和 51 年度及び昭和 52 年度	80 年
昭和 53 年度及び昭和 54 年度	79 年
昭和 55 年度及び昭和 56 年度	78 年
昭和 57 年度及び昭和 58 年度	77 年
昭和 59 年度及び昭和 60 年度	76 年
昭和 61 年度及び昭和 62 年度	75 年
昭和 63 年度及び平成元年度	74 年
平成 2 年度	73 年
平成 3 年度及び平成 4 年度	72 年
平成 5 年度及び平成 6 年度	71 年
平成 7 年度	70 年
平成 8 年度及び平成 9 年度	69 年
平成 10 年度	68 年
平成 11 年度	67 年
平成 12 年度及び平成 13 年度	66 年
平成 14 年度	65 年
平成 15 年度	64 年
平成 16 年度	63 年

- 3 適用日前に旧規則に基づいて貸し付けられた資金については、改正後の第3条第2項の規定は、適用日以後の期間の利息の計算について適用し、適用日前の期間の利息の計算については、なお、従前の例による。

(以上、「財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」)

③県からの補助金等

平成 21 年度、県から次のような補助金等の受入がある。なお、補助金については最終補助者が県であるものを記載した。

金額単位: 千円

区分	名称・内容	金額
補助金	民有林造林事業補助金	189,166
	森林整備活性化資金利子補給補助金	25,733
	林業・木材産業づくり交付金	270
	補助金計	215,169
業務委託料	県営林管理経営事業業務委託	23,940
	県林木育種園管理業務委託	8,440
	低コスト森林作業システム研修業務委託	357
	林業担い手動態調査業務委託	1,575
	業務委託料計	34,312

④県職員 **OB** の役職員等

3 名（役員 2 名、嘱託職員 1 名）

なお、役員のうち、副理事長 1 名は県・担当部長であり、監事 1 名は県・担当部長である。

⑤その他

山形県は林業公社が市中金融機関および日本政策金融公庫から事業資金を借り入れるにあたり、議会での議決のもと、貸付先が損失を受けた時には当該損失を県が補償するという内容の「損失補償契約」を各金融機関と締結している。これらは、林業公社が市中金融機関等に対して借入金の返済が不能となる等により金融機関に損失が生じた場合には、県がその損失を補償するという内容である。合計金額は次のとおりである。

金額単位 : 円

市中金融機関借入分	2,508,771,294
日本政策金融公庫借入分	9,529,296,275
計	12,038,067,569

(7) 事業の概況

以下の事業を行っているが、これらのうちアの事業が主な事業である。

- ア. 分収造林及び分収育林に関する事業
- イ. 森林の経営及び施業の受託に関する事業
- ウ. 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- エ. 森林、林業に関する普及啓蒙の事業
- オ. 林業労働力の確保の促進に関する事業
- カ. 農山村における林業振興のための事業又は公共施設の整備
- キ. その他この法人の目的達成に必要な事業

なお、分収造林契約及び分収育林契約（以下、「分収林契約」という。）とは、森林所有者、造林者又は育林者、費用負担者の三者またはいずれか二者で、造林または保育したのちに伐採しその収益を分け合う契約である。また、分収方式による造林又は育林を促進する目的で、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）が定められている。

林業公社での分収林契約の概要は以下のとおりである。

- ①分収林契約個所 979 個所（延べ契約者数 6,608 名（法人を含む。））
- ②分収林経営総面積 15,651ha
（参考：山形県の総森林面積 669,173ha、平成 21 年 3 月 31 日現在）
- ③分収林の樹種 主にスギ、その他アカマツなど
- ④分収林契約完了年度（おおむね契約開始時点より 90 年間の契約）
- ⑤分収林契約からの収益分配の割合 林業公社：土地所有者 = 6：4 の割合
（なお、平成 11 年度契約分以降は林業公社：土地所有者 = 7：3 の割合。
当該割合は全体の分収林経営総面積の約 1%程度である。）
- ⑥分収林の齢級構成別内訳

区分	Ⅱ～Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅷ	Ⅸ～	計
面積 (ha)	614	1,849	2,406	2,759	3,609	2,929	1,485	15,651	
割合 (%)	4	12	15	18	23	19	9	100	

注) 齢級とはある一定の幅に、林齢を括ったものをいう。齢級幅は、現在では5か年としており、1年生から5年生までをⅠ級齢とし、6年生から10年生までをⅡ級齢として表示する。なお、林齢とは植林等更新初年度を1年生とし、以後の経過した年数をいう。

2. 沿革

(1) 設立

昭和 42 年 4 月 1 日。なお、当法人は民法第 34 条に基づく「公益法人」である。また、昭和 60 年 3 月 29 日に分収林特別措置法第 9 条に基づく「森林整備法人」の認定を受けている。

(2) 重要な事業の開始、改廃

設立年度より寄附行為に基づいた事業が行われてきた。なお、新たな分収林契約締結は、平成 12 年度締結分を最後に平成 22 年度まで締結されていない。

(3) 重要な組織再編

特に重要な事実はない。

(4) その他

平成 15 年 4 月 4 日に、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成 8 年法律第 45 号）に基づき、山形県林業労働力確保支援センターとしての指定を受けている。

3. 財務状況

(1) 準拠している会計基準

「財団法人山形県林業公社財務規程」（昭和 42 年 4 月 1 日 規程第 12 号）が整備・運用されており、当該規程第 3 条において、「公益法人会計基準」に準拠する旨が記載されている。現在は、新「公益法人会計基準」（平成 16 年改正基準）を適用しているが、新公益法人制度への移行と連動しながら、新々「公益法人会計基準」（平成 20 年改正基準）および「同適用指針」（内閣府公益認定等委員会 平成 20 年 4 月）に基づく会計に準拠して処理することとしている。

なお、全国森林整備協会、森林整備法人全国協議会、森林県連合および公認会計士等で構成する「林業公社会計基準策定委員会」において、全国各地の林業公社の統一した会計基準を策定することを目標として検討されている。平成 22 年 12 月 31 日の時点では、その適用時期等は確定していないが「森林資産」の減損処理に関する事項が重要な検討課題の一つとして認識されており、「森林資産」の減損処理は、次の①又は②により行うこととしている。

①災害、火災や獣被害等により、その公益的機能（サービス提供能力）が著しく低下した場合

②主伐時期が明確となった時点（事業年度）

注）「森林資産」とは、社会基盤資産として固定資産に属し、森林資産の取得価額

は、森林整備事業に要した費用（支払利息、管理費等を含む）から、森林整備に係る収入を控除した実事業費によって構成されるものである。当林業公社では、貸借対照表中の「分収林経営勘定」が該当する科目である。

(2) 財務諸表の概要

林業公社は「一般会計」及び「林業労働力確保支援センター事業会計」の二つの会計区分を設けている。「一般会計」に対する「林業労働力確保支援センター事業会計」の金額規模が僅少であることより、以下の数値はこれら二つの会計区分の合計金額を記載している。

林業公社が公表している財務諸表より

金額単位：百万円

区分	科目等	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	摘要
貸借対照表	資産総額	36,355	36,647	36,957	
	流動資産	86	86	104	
	固定資産	36,269	36,560	36,853	
	特定資産	179	185	169	*1
	分収林経営勘定	36,077	36,362	36,669	*2
	負債合計	36,298	36,590	36,890	
	流動負債	39	35	52	
	固定負債	36,259	36,554	36,838	
	未払利息	8,003	8,003	8,003	*3
	県長期借入金	15,578	16,131	16,683	*4
	公庫借入金	9,921	9,714	9,529	*5
	市中金融機関借入金	2,623	2,566	2,508	*6
	正味財産	56	57	66	

*1 特定資産の内容は定期預金等であり、将来の職員退職給付の支給に備えるために積み立てられた「退職給付引当資産」、将来において分収林が罹災した場合の支出等に備えるために積み立てられた「罹災準備積立資産」、および分収林事業に役立てられることを目的として特定の個人から寄付された金額について積み立てた「分収林事業資産」からなっている。

*2 分収林経営勘定とは、分収林事業（造林から伐採まで）に要した全ての費用の累計金額（借入金の支払利息を含む。）である。林業公社の資産総額にしめる当該科目の割合は 99.2%（平成 21 年度末）となっている。

*3 未払利息は山形県からの借入金に関して、平成 17 年 3 月 31 日までの期間に発生した利子のうち各年度末での未払金額である。当該未払利息は、「財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」平成 61 年度以降平成 80 年度の各年度において借入金の返済時期に支払われることになっている。また、同規則に基づき平成 17 年 4 月 1 日以降の期間に対応する利子は無利息とされている。

*4 「財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」に基づく借入金額である。

*5 日本政策金融公庫からの借入金額である。平成 75 年度が最終返済期限でありそれまでの各年度にわたり返済が行われる。金利は借入金が行われた年度により異なるが年利 0.0%~3.9%の範囲である。元本及び利子は、現在、約定条件に従い返済が行われている。

*6 市中金融機関 2 行からの借入金額である。平成 55 年度が最終返済期限でありそれまでの各年度にわたり返済が行われる。金利は年利 1.4750%である。元本及び利子は、現在、約定条件に従い返済が行われている。

財団法人山形県林業公社

林業公社が公表している財務諸表より

金額単位：千円

区分	科目等	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	摘要
正味財産増 減計算書	経常収益	145,116	143,205	123,407	
	うち分収林事業収益	25,434	68,510	69,510	*1
	うち受託事業収益	66,103	42,163	40,418	
	経常費用	144,984	143,014	123,263	
	うち分収林事業費	66,305	68,510	69,510	
	うち分収費	129	1,573	241	
	うち分収林減価額	2,562	9,258	972	
	うち受託事業費	66,103	42,163	40,418	
	当期経常増減額	131	190	143	
	経常外収益	-	-	-	
	経常外費用	-	-	-	
	当期一般正味財産増減額	131	190	143	
	指定正味財産増減の部	-	-	9,666	
	収支計算書	事業活動収入	285,116	260,127	350,645
うち分収林事業収入		177,040	154,885	258,676	**1
うち補助金収入		25,434	25,608	25,733	
うち受託事業収入		66,103	42,163	40,418	
事業活動支出		577,519	538,961	672,656	
うち分収林事業費支出		226,402	207,019	315,026	**2
うち受託事業支出		66,103	42,163	40,418	
うち管理費支出 (うち借入金利息支出)		274,758 (209,981)	264,254 (205,324)	302,203 (201,628)	**3
事業活動収支差額		-292,402	-278,833	-322,010	**4
投資活動収入		-	-	35,064	**5
投資活動支出		13,032	6,153	21,812	**6
投資活動収支差額		-13,032	-6,153	13,252	
財務活動収入		824,724	789,081	804,950	**7
財務活動支出		519,051	499,793	495,615	**8
財務活動収支差額		305,672	289,287	309,334	
当期収支差額		238	4,300	576	

*1 **1 分収林契約に基づく主伐の時期は、平成 21 年度末においてすべての分収林契約において到来していないが、間伐による収入等が発生している。

**2 分収林契約による分収林の生育等に要した費用である。

**3 本部組織の人件費等、諸経費等である。借入金の利子支払についても当該科目により処理されている。

4 上記1、**2 および**3 の差額は、平成 19 年度～平成 21 年度の各年度においてマイナスとなっている。

**5 平成 21 年度は職員退職にともなう退職給付の支出があったため、退職給付引当資産の取崩しが行われたためである。

**6 特定資産への組入および林業公社が使用する固定資産の取得である。

7、8 当該科目の内訳を再掲すると以下のとおりである。

金額単位：千円

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
県短期借入金収入	230,000	200,000	200,000
県長期借入金収入	548,724	553,081	551,950
公庫借入金収入	46,000	36,000	53,000
借入金収入 計	824,724	789,081	804,950

金額単位：千円

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
県短期借入金返済支出	230,000	200,000	200,000
公庫借入金返済支出	233,180	243,095	238,078
市中金融機関借入金返済支出	55,870	56,697	57,537
借入金返済支出 計	519,051	499,793	495,615

以上より、公庫および市中金融機関に対する返済原資は、県からの借入金に賅われている結果となっている。

(3) 財務情報へのアクセス方法

インターネット上、<http://business3.plala.or.jp/y-rkoush/index1.html>において財務情報を開示しており、以下の情報にアクセス可能である。

「業務・財務の状況」において「平成 21 年事業報告の概要」が開示されており、平成 21 年度に係る事業報告書、貸借対照表総括表および収支計算書総括表を閲覧することが可能である。

4.今後の経営課題

(1) 過去の「包括外部監査」の状況

①監査対象となったか否か

平成 13 年度に「財団法人山形県林業公社」のテーマで、平成 15 年度に「農林水産部における補助金の財務事務及び主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理について」のテーマにおいて、林業公社は包括外部監査の対象となっている。

②監査対象となった場合、年度と重要な指摘事項の概要とそれに対する対応状況の概要

年度	区分	内容	措置	措置の時期
平成 13 年度	指摘	実情にあった事業計画の必要性	平成 15 年 3 月に経営改善計画を策定し、経営にあたっている。	平成 16 年 3 月
	意見	公社の自助努力の必要性	上記経営計画に織り込まれ、これに沿い経営にあたっている。	同上
	意見	県の財政支援の必要性	同上	同上
	意見	財政状態の情報公開の必要性	同上	同上
平成 15 年度	意見	事業の長期収支見通し（県借入金の無利子化にあたっての検討事項） ・分収率引き上げを検討することの必要性	平成 16 年中に経営改善計画を策定。	平成 17 年 3 月

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採時期の長期化に対応した収支見通し策定の必要性 ・ 県以外からの借入金の利率引き下げの必要性 ・ 木材単価変動の影響を把握することの必要性 		
	意見	分収林経営勘定の評価額を把握することの必要性	全国的に統一した算定方法が確立された際に、これに沿った評価を行い、情報開示を行う方針	林業公社会計基準策定委員会において現在検討中であり、平成 23 年 3 月に検討結果が報告される予定。この公表を受け対応する予定。
	指摘	罹災引当金は、会計上の引当金の要件を満たしていないこと。	引当金の会計処理を適正に行った。	平成 16 年度決算
	指摘	業務委託料算出にあたっての消費税等の取扱いに適切でない処理があること。	消費税法に基づく適切な処理を行った。	平成 16 年度

(2) 組織再編の予定の有無とある場合の概要

平成**22**年**4**月から、財団法人山形県みどり推進機構（本部所在は山形市長谷堂）との機能統合を図り、平成**22**年度に理事長、副理事長、専務理事および事務局長を兼務体制とし、平成**23**年**4**月から事務所を同一の場所とするとともに、林業労働力対策部門を統合することとしている。

(3) 「公益認定」への対応状況

「公益財団法人」への申請（平成**23**年秋を目標）に向けて準備作業を行うことを基本方針としている。「新法人移行準備委員会」を設置し具体的なスケジュール案を策定し準備を進めている。

(4) その他法人が認識している経営課題の概要

平成 15 年 3 月に「財団法人山形県林業公社の抜本的改革を目指して」(財団法人山形県林業公社経営検討委員会報告書)が取りまとめられ公表されている。現時点では、当該報告書での経営の現状認識、経営改善策に基づき経営されている。当該報告書での経営改革の具体的な方策の概要は次のとおりである。

①経営改善策および経費削減効果

	項目	具体策	節減額
ア	分収林事業の経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業基準等の見直し ・ 国庫補助対象とならない森林整備の廃止 ・ 分収林事業費の削減 	22 億 33 百万円
イ	公社組織の簡素化および効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の削減 ・ 森林整備地域活動支援交付金制度の活用 (過年度で終了) 	27 億 5 百万円
ウ	分収林事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長伐期施業による低金利資金への借換 (分収林契約期間 70 年から 90 年へ延長する。借換対象額 28 億 97 百万円についての金利を 3.5%～6.5%→1.1%～1.25%とする。) ・ 分収率の適正化 (分収林契約による利益の配分率 (公社:土地所有者) を 6:4 から 7:3 に変更する。) 	17 億 44 百万円
エ	県の支援策の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県資金の利率軽減 	335 億 90 百万円
オ	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費や管理費の削減に伴う金利負担の減 	22 億 68 百万円

(注) 削減額は平成 13 年度～平成 81 年度までの期間について、林業公社が試算した数値である。

②森林・林業における分収林の利活用の推進

③情報公開の取組

【参考・林業公社の経営等に関する経営環境について】

①全国的な林業公社の経営環境に関しては平成 22 年版「森林・林業白書」において次の記載がなされている。

「林業公社は、計画的な森林資源の造成や山村の振興等を目的として地方公共団体の出資により設立された公益法人であり、森林所有者等による造林が進み難い森林を対象として分収造林契約に基づき森林を造成してきた。現在、これらの森林のほとんどは間伐等が必要な段階にあり、引き続き適切に管理していくことが重要である。しかしながら、多くの公社は事業実施に必要な資金を借入金に大きく依存しており、当面、まとまった伐採収入が見込めず債務残高が増加している状況にある。また、各地の公社造林地では契約による伐採時期が迫っている状況にあり、森林のもつ多面的機能をどのように持続的に発揮させていくかが課題となっている。このため、林野庁では、補助事業の拡充や金融措置等について、関係機関・地方公共団体等と連携して取り組むこととしている。」

②「林業公社の経営対策等に関する検討会報告」（総務省、林野庁等 平成 21 年 6 月最終報告）が公表されており、林業公社の経営状況等の情報開示と林業公社のあり方について検討がなされている。以下に引用する。

・経営状況等の実態把握・開示

「林業公社については、最新の公益法人会計基準を早期に適用することとし、その際、投資を行ってから利益を得るまでの期間が長期にわたるという林業の特殊性等を踏まえ、森林資産の時価の具体的な算定方法について検討を行う。その上で、林業公社の経営状況及び資産債務の状況について議会に説明するとともに、住民に積極的かつわかりやすい情報開示を行うべきである。」

・林業公社の存続を含む抜本的な経営の見直しの検討

「経営が著しく悪化した第三セクターについては、その存廃も含めた集中的な改革が求められていることから、都道府県においては、林業公社に係る「改革プラン」を策定し、確実に実行する必要がある。存続する林業公社に係る「改革プラン」においては、具体的な経営改善策や必要となる公費負担を明らかにした上で、林業公社の将来にわたり計測的な経営が可能となることを客観的に示す必要がある。その際、第三セクター等改革推進債が平成 25 年度までの措置であること及び新しい公益法人制度への移行期間が平成 25 年 11 月末までで終了することに留意すべきである。」

【監査の結果および意見】

(公社等に関する事項)

1. 会計基準および財務規程への準拠性について

平成 21 年度末において、実在しない現品処分済みの固定資産（事務用椅子 2 脚のうち 1 脚）が計上されている。当該固定資産の取得価額合計は 245,700 円であり、平成 21 年度末帳簿価額は 12,285 円である。

また、林業公社の財務規程によると費用として処理した物品について各年度末に現物確認手続（現品と帳簿とを照合し、不一致があれば原因調査と然るべき会計処理を実施する手続）を行うこととしているが、実査手続が実施された証跡が残されていない。

上記の不一致の原因は、固定資産の定期的な現物確認手続が実施されていないことによるものと考えられる。林業公社の財政状態が財務諸表に適切に反映されるように、実在しない固定資産は然るべき責任者の承認手続の後に除却処理する必要がある。

財務規程第 37 条において、「固定資産の管理は（中略）管理の万全を期するものとする」と規定されており、固定資産の定期的な現物確認手続を行うことが万全の管理に含まれるものと類推する。

一方、物品については每期実在性をチェック（第 40 条）することと規定されているが、現物確認手続を行った形跡が残っていない以上、当該手続を実施したのとは外形的に判断しがたい。

したがって、固定資産および物品について毎年実在していることを確かめ、その明確な証跡を残したうえで、現物管理およびその会計処理（不一致がある場合の除却処理等）を適切に行うべきである。【指摘】

2. 借入金の残高管理について

県からの借入金の一部について、県知事が押印した外部資料「資金の貸付について（通知）」が保存されていない年度が散見された。

県からの借入に関しての外部資料は当該通知のみであるため、林業公社における権利義務を明確にする重要資料として適切に保管する必要がある。【指摘】

3.借入金の返済可能性について

上記の概要に記載したとおり、林業公社の財務状況および経営成績については次の点を認識することができる。

(1) 資産の部では、分収林経営勘定の残高が **36,669** 百万円 (平成 **21** 年度末残高) であり総資産金額の **99.2%** である。分収林経営勘定とは、分収林事業 (造林から伐採まで) に要した全ての費用の累計金額である。

(2) 負債の部では、次のように借入金等により、上記資産の資金調達がなされている状態である。

科目	金額(百万円)	摘要
未払利息①	8,003	平成 16 年度までに発生した県借入金に関する支払利息の未払金額
県借入金②	16,683	
公庫借入金③	9,529	日本政策金融公庫からの借入
市中金融機関借入金④	2,508	銀行 2 行からの借入
(⑤借入金額計②+③+④)	(28,720)	
計 ①+⑤	36,723	

(3) 収支計算上、年間の事業活動収支差額は△**322** 百万円であり、事業活動より **322** 百万円の資金不足が生じている。このため、事業活動のために何らかの資金調達が必要となるが、県からの借入金により資金調達を行っている。

また、公庫借入金および市中金融機関借入金は約定返済が進んでいる。この返済資金は事業活動収支差額がマイナスであり事業活動収支からは生じないことから、県からの新規借入により調達している。

以上より、年間新規に **5** 億円程度、県からの借入金が増加している。分収林契約による主伐時期はかなり先に到来するため、事業活動収支が改善し事業活動から借入金の返済原資が生ずる年度は当面ない。従って、当面は年間 **5** 億円程度の県からの借入金が増加する年度が継続する。この点は、収支予測を参照のこと。

(4) 県、公庫及び市中金融機関からの借入金の返済原資は、分収林契約に基づく主伐による木材販売収入から分収交付金 (分収率に応じた土地所有者の収入額) および売却に要した費用を控除した額である。

この点については、以下の表のとおり、収支予測を策定している。これによる借入金残高総額は平成 **47** 年度末の **32,900** 百万円が、県からの借入金残高は平成 **60** 年度末の **31,715** 百万円がそれぞれピークとなり、平成 **102** 年度までに完済するものとしている。

以下に林業公社が作成している収支予測（要約）を掲げる。

収入は主伐による収入が主な内容であり、主伐期が本格的に到来する平成 **69** 年度頃より収入額が増加する。当該計画における主伐による収入は分収林契約に基づく収入金額である。

支出は土地所有者への分収交付金、県・公庫・市中金融機関への支払利息および借入金返済額等である。

財団法人山形県林業公社

年度	西暦	収入合計	支出合計	収支差引	借入金残高				(単位:千円)
					県	銀行	公庫	計	
H18	2006	-	-	-	-	-	-	-	-
H19	2007	-	-	-	-	-	-	-	-
H20	2008	-	-	-	-	-	-	-	-
H21	2009	980,995	980,995	-	16,683,406	2,508,771	9,529,296	28,721,473	
H22	2010	887,069	887,069	-	17,221,045	2,450,382	9,346,464	29,017,891	
H23	2011	770,177	770,177	-	17,768,176	2,391,129	9,148,350	29,307,655	
H24	2012	707,497	707,497	-	18,318,636	2,330,999	8,945,426	29,595,060	
H25	2013	690,853	690,853	-	18,861,269	2,269,978	8,738,090	29,869,337	
H26	2014	691,942	691,942	-	19,410,367	2,208,054	8,514,111	30,132,532	
H27	2015	675,777	675,777	-	19,950,236	2,145,213	8,274,743	30,370,191	
H28	2016	660,031	660,031	-	20,491,115	2,081,442	8,018,918	30,591,475	
H29	2017	657,531	657,531	-	21,045,364	2,016,727	7,736,992	30,799,083	
H30	2018	658,838	658,838	-	21,610,839	1,951,053	7,424,866	30,986,758	
H31	2019	706,261	706,261	-	22,180,953	1,884,408	7,083,535	31,148,896	
H32	2020	637,874	637,874	-	22,718,948	1,816,776	6,772,091	31,307,814	
H33	2021	593,012	593,012	-	23,226,607	1,748,142	6,486,181	31,460,930	
H34	2022	555,718	555,718	-	23,692,901	1,678,493	6,236,211	31,607,605	
H35	2023	553,958	553,958	-	24,170,855	1,607,812	5,973,746	31,752,413	
H36	2024	534,520	534,520	-	24,624,648	1,536,085	5,724,872	31,885,604	
H37	2025	529,900	529,900	-	25,063,710	1,463,296	5,481,230	32,008,236	
H38	2026	517,471	517,471	-	25,494,226	1,389,429	5,247,219	32,130,874	
H39	2027	459,968	459,968	-	25,864,694	1,314,469	5,070,874	32,250,037	
H40	2028	428,176	428,176	-	26,207,276	1,238,400	4,922,408	32,368,084	
H41	2029	425,756	425,756	-	26,551,872	1,161,204	4,773,261	32,486,336	
H42	2030	446,313	446,313	-	26,891,648	1,082,865	4,621,741	32,596,254	
H43	2031	438,496	438,496	-	27,223,454	1,003,366	4,462,198	32,689,018	
H44	2032	457,645	457,645	-	27,561,766	922,691	4,282,987	32,767,444	
H45	2033	484,361	484,361	-	27,911,777	840,821	4,078,417	32,831,015	
H46	2034	506,420	506,420	-	28,270,115	757,739	3,850,119	32,877,973	
H47	2035	534,619	534,619	-	28,625,580	673,427	3,601,384	32,900,391	
H48	2036	543,060	543,060	-	28,973,098	587,867	3,339,115	32,900,080	
H49	2037	549,119	549,119	-	29,315,932	501,041	3,068,820	32,885,792	
H50	2038	541,870	541,870	-	29,661,639	412,928	2,799,783	32,874,350	
H51	2039	543,988	543,988	-	29,994,260	323,512	2,526,220	32,843,993	
H52	2040	541,607	541,607	-	30,318,133	232,772	2,249,807	32,800,711	
H53	2041	549,214	549,214	-	30,631,349	140,688	1,969,927	32,741,963	
H54	2042	544,168	544,168	-	30,936,422	47,241	1,687,041	32,670,704	
H55	2043	487,127	487,127	-	31,182,197	-	1,411,549	32,593,746	
H56	2044	402,068	402,068	-	31,347,841	-	1,166,546	32,514,387	
H57	2045	348,638	348,638	-	31,511,338	-	948,950	32,460,288	
H58	2046	317,841	317,841	-	31,622,043	-	760,572	32,382,615	
H59	2047	295,779	295,779	-	31,687,889	-	602,986	32,290,875	
H60	2048	262,840	262,840	-	31,715,362	-	473,985	32,189,347	
H61	2049	327,444	298,519	28,925	31,682,454	-	376,133	32,058,587	
H62	2050	293,803	318,130	-24,327	31,674,087	-	304,673	31,979,760	
H63	2051	349,055	312,358	36,697	31,606,170	-	255,285	31,861,454	
H64	2052	383,904	344,023	39,881	31,527,949	-	217,070	31,745,019	
H65	2053	294,089	327,501	-33,411	31,505,430	-	185,144	31,690,573	
H66	2054	342,657	354,004	-11,346	31,451,776	-	159,520	31,611,296	
H67	2055	327,696	419,521	-91,825	31,448,601	-	138,790	31,587,391	
H68	2056	854,539	930,082	-75,543	31,285,294	-	120,458	31,405,752	
H69	2057	1,160,830	1,294,007	-133,177	31,055,272	-	103,229	31,158,500	
H70	2058	1,300,004	1,527,080	-227,076	30,820,990	-	86,999	30,907,988	
H71	2059	1,495,371	1,922,896	-427,525	30,605,593	-	71,939	30,677,532	
H72	2060	1,801,985	2,174,316	-372,331	30,224,210	-	59,662	30,283,873	
H73	2061	2,238,973	2,481,119	-242,146	29,579,556	-	49,191	29,628,747	
H74	2062	2,433,395	2,531,597	-98,203	28,741,559	-	39,904	28,781,462	
H75	2063	2,182,596	3,193,719	-1,011,124	28,302,486	-	31,512	28,333,998	
H76	2064	2,410,094	2,617,505	-207,412	27,340,020	-	24,856	27,364,876	
H77	2065	2,573,868	3,411,430	-837,561	26,171,803	-	18,934	26,190,737	
H78	2066	2,710,264	3,656,370	-946,106	24,721,741	-	14,186	24,735,927	
H79	2067	2,878,927	3,297,684	-418,756	22,825,673	-	10,381	22,836,054	
H80	2068	2,857,439	1,463,376	1,394,063	20,876,677	-	7,391	20,884,067	
H81	2069	2,593,077	1,909,323	683,753	19,111,538	-	5,113	19,116,651	
H82	2070	2,259,178	1,279,214	979,964	17,578,492	-	3,421	17,581,913	
H83	2071	2,162,419	1,249,141	913,277	16,113,265	-	2,207	16,115,472	
H84	2072	2,006,501	1,187,657	818,844	14,756,782	-	1,398	14,758,180	
H85	2073	2,095,694	1,223,245	872,450	13,337,201	-	832	13,338,034	
H86	2074	2,024,762	1,204,771	819,991	11,966,749	-	451	11,967,200	
H87	2075	1,990,881	1,187,116	803,765	10,620,351	-	209	10,620,560	
H88	2076	1,959,031	1,184,011	775,020	9,296,234	-	63	9,296,296	
H89	2077	1,733,019	1,107,138	625,881	8,130,484	-	-	8,130,484	
H90	2078	1,701,954	1,098,732	603,222	6,986,383	-	-	6,986,382	
H91	2079	1,754,099	1,127,620	626,479	5,805,655	-	-	5,805,655	
H92	2080	1,687,885	1,119,806	568,079	4,672,102	-	-	4,672,101	
H93	2081	1,535,966	1,079,493	456,473	3,645,514	-	-	3,645,514	
H94	2082	1,432,155	1,016,518	415,637	2,691,882	-	-	2,691,882	
H95	2083	1,259,959	934,725	325,234	1,858,989	-	-	1,858,989	
H96	2084	961,705	801,431	160,274	1,232,420	-	-	1,232,420	
H97	2085	717,959	742,622	-24,663	779,129	-	-	779,129	
H98	2086	631,557	692,638	-61,081	386,417	-	-	386,417	
H99	2087	387,520	604,760	-217,240	164,595	-	-	164,595	
H100	2088	284,579	588,454	-303,875	37,954	-	-	37,954	
H101	2089	263,233	521,986	-258,753	-73,761	-	-	-73,761	
H102	2090	4,904	5,902,112	-5,897,208	-27,222	-	-	-27,222	
計		82,783,472	82,756,251	27,222					

また、当該収支予測は以下の前提条件等を含んでいる。

①木材価格については現状での市場動向に基づく見積もりである。従って、市場価格の将来変動リスクを含んでおらず、主伐時期の市場価格次第で変動する可能性がある（最悪の場合には収支予測に大幅な狂いが生じる可能性がある。）。主伐時期における木材の需要動向および供給動向が木材価格相場に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

②主伐時期には、伐採した木材を市場まで運び出すための林内路網整備等のインフラ整備が必要であり、こうした投資を見込んだ収支予測となっている。これらのインフラ整備は、密接に林業収支に影響し、さらに公社のみならず県内林業振興のため不可欠なものであることから、公社の自助努力に加え、今後、国および県が推進する路網整備等の新たな取組みの中で進めていく必要があり、これに対応した収支予測としていかなければならない。

③土地所有者との連絡が、迅速かつ網羅的にとれなければ、主伐時期の収益配分に大きな支障が出ることが予想される。特に主伐時期が本格的に到来するのは平成 68 年度以降であることから、今後、不在村化・高齢化の進行とともに、土地所有者や分収林契約の承継人が不明になる状況が拡大していることが予想されることから、これらの適切な把握が課題である。

公社と各土地所有者との間の山形県林業公社造林契約書（この契約について、以下「分収契約」という。）について、地上権設定期間は、当初 50 年間ないし 70 年間とされていたが、その後、林業公社において、同設定期間を 90 年間に延長する旨の期間延長協定書締結作業を行っているところである。期間延長協定が締結された場合、造林木を伐採するのは分収契約からおよそ 70 年から 80 年後ころからとなり、分収契約の契約者たる土地所有者の多くにおいて相続が発生していることが予想される。

林業公社においては、上記契約期間延長交渉と合わせ、各分収林契約の契約者調査を行っている。その結果、相続が発生していた場合、土地所有権を取得する者が分収林契約を承継する旨の手続きを行っている。また、各森林組合などから相続などの情報が寄せられた場合にも、同様の手続きを行っている。

しかし、林業公社では、土地所有者について相続が発生しているかどうかについて全てを把握することは困難である。また、現状においても、相続人が土地の登記名義を変更しない例などが存在する。そして、このような状況は、今後、土地所有者の相続が発生するにつれて、拡大していくことが予想される。分収林契

約から70年以上経過した造林木伐採時には、土地所有者や分収林契約の承継人が不明になる状況が拡大していることが予想され、その場合、伐採の収益配分手続きに支障を及ぼす可能性がある。

④分収林が山火事や雪害等による被害を受ければ販売価値や販売金額が目減りするリスクがある。あるいは追加的な費用が発生するリスクがある。なお、森林の損害に対する保険制度としては林野庁の森林国営保険事業がある。林業公社では、「業務方法書」に基づきリスクの高い2齢級(10年生)まで加入し、それ以降については、損害頻度と保険料(分収林契約期間に応じた一括払い金額の概算見積金額は20億円程度)とを比較し、現在は、保険契約を締結していない。なお、罹災準備積立預金を積み立てることにより追加的な費用発生リスクに備えている。

⑤分収林契約のほとんどにおいて、林業公社と土地所有者との分収率が6:4となっている。しかし当該収支予測ではその割合を7:3として策定している。これは「財団法人山形県林業公社の抜本的経営改革をめざして」(財団法人山形県林業公社経営検討会報告書 平成15年3月)において分収率を従来の6:4の割合から7:3の割合に変更していくことが明記されていることを根拠としている。しかし、上記の報告書が策定された平成15年以降数年が経過しているが、現在、分収林契約を90年に延長する契約変更を進めることを優先させて実施中であることから、分収率の変更協議についてはその後に行う計画としており、変更協議が進んでいない。

⑥支出のうち分収林直接事業費(分収林の育成・整備に係る費用)については、分収林の育成・整備に関する具体的方針・施策を明らかにした「施業基準」に基づき、平成21年度の315百万円から平成35年度まで減少していき、平成36年度以降については、巡視等業務を中心としたストック管理のみを実施する観点から費用をゼロとしている。

借入金の返済可能性は分収林契約からの収益が収支予測通り実現するか否かにかかっている。毎年度、経営コスト、木材価格を反映させた収支予測の見直しを行っているが、理事会の承認事項とはなっておらず専務理事の専決事項となっている。これらの収支予測は、かなり長期にわたる将来予想を含み、策定にあたっては困難さを伴うものであるが、毎年度、理事会等で機関決定すべき事項と考える。また、収支予測の達成状況は県の財政にも少なからぬ影響を及ぼすことと考えられることから、然るべき方法で情報開示される仕組みが必要であると考え

る。【指摘】

収支予測の実現可能性は、分収林契約における林業公社と土地所有者との分収率を7:3と変更することが達成されるかどうか大きくかかわっている。

この方針が明確にされた「財団法人山形県林業公社の抜本的経営改革をめざして」においては、同時に、主伐までの契約期間を延長するとともに低利な資金への借換えをはかり返済負担を軽減することにも言及されている。林業公社ではこの契約期間を延長させることを優先し実行中であるが、当該経営改善の大きなウェイトを占める分収率変更への具体的な対応策を速やかに講じる必要がある。【指摘】

既述のとおり、土地所有者を正確に把握することが今後重要になると考えられる。このため、現在も行っている「造林契約台帳」による契約内容の管理を今後とも充実していくことが望まれる。【意見】

また、施業基準および路網整備方針が新たに策定されており、これを踏まえた収支予測および投資計画を早期に策定する必要がある。これらの計画は政策方針等の見直しに伴い適時に見直していくべきものであり、この結果に基づき分収林直接事業費（分収林の育成・整備に係る費用）の将来予想の金額を見直す必要がある。【意見】

4.分収林経営勘定について

分収林経営勘定（平成21年度末残高 36,669百万円）については、取得価額（分収林事業（造林から伐採まで）に要した全ての費用の累計金額（借入金の支払利息を含む。))により評価されている。

当該科目について、時価が把握されていないため含み損（分収林の主伐採等により得られる売却金額により回収できない取得価額金額）があるのか否か、含み損の金額がどの程度になるのか不明である。含み損があり、金額の程度如何によっては、借入金の返済原資が不足することになり、借入金が返済できないことになる。

現状、分収林経営勘定の評価に関する実務慣行は定着していないが、平成22年12月27日に報告された「林業公社会計基準について（素案）」（林業公社会計基準策定委員会）では、時価評価を行う時期は主伐時期が到来した時期とされている。現在、林業公社では主伐時期に到来している森林資産(=分収林経営勘定)は無いことから、時価評価額を算定する時期ではないと認識している。

なお、上記基準では、標準伐期齢以上の森林資産について、現時点における「回収能力見込額」を注記し、森林資産情報として開示することとしている。

この基準が策定されれば、林業公社にかかる一般に公正妥当と認められる会計基準としてこれを遵守する必要がある。【意見】

なお、日本学術会議の答申によれば、森林の有する機能として以下の機能が挙げられている。

	名称	機能の内容
①	生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子保全 ・ 生物種保全 ・ 生態系保全
②	地球環境保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化の緩和 ・ 地球気候システムの安定化
③	土砂災害防止/土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面浸食防止 ・ 表層崩壊防止 ・ その他の土砂災害防止 ・ 土砂流出防止 ・ 土壌保全（森林の生産力維持） ・ その他の自然災害防止機能
④	水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水緩和 ・ 水資源貯留 ・ 水量調節 ・ 水質浄化
⑤	快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候緩和 ・ 大気浄化 ・ 快適生活環境形成
⑥	保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養 ・ 保養 ・ レクリエーション
⑦	文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観・風致 ・ 学習・教育 ・ 芸術 ・ 宗教・祭礼 ・ 伝統文化 ・ 地域の多様性維持（風土形成）
⑧	物質生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材 ・ 食糧 ・ 肥料 ・ 飼料 ・ 薬品その他の工業原料

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化材料 ・ 観賞用植物 ・ 工芸材料
--	---

これらの機能のうち①から⑦の機能が取引される仕組みまたは市場等が存在していない状況、すなわちこれらの価値が借入金の返済原資とはならないことに鑑みて、これらの機能が生み出す森林価値を否定する意図ではないが、ここでの分収林経営勘定の時価評価において考慮していない。

なお、公益的機能評価額は県により公表されており（公表時期は平成 13 年 11 月）、参考までに次に掲げる。

単位:億円/年

機能	項目	金額
地球環境保全機能	二酸化炭素吸収	330
	化石燃料代替	33
土砂災害防止/土壌保全機能	表面浸食防止	7,775
	表層崩壊防止	2,246
水資源涵養機能	洪水緩和	957
	水資源貯留	2,484
	水質浄化	3,810
保健・レクリエーション機能	保健・レクリエーション	600
合計		18,235

上記の山形県の合計値を森林面積で按分すると、林業公社の造林地の評価額は次のとおりである。

区分	森林面積 (ha)	評価額 (億円/年)
山形県合計	669,179	18,235
公社造林地	15,651	427

(公社等の監査過程において検出された、県に関連すると考えられる事項)

1.借入金の返済可能性に関連するインフラ整備について

既述のとおり、収支予測に基づき借入金返済可能であるための条件の一つとして主伐時期に伐採した木材を市場まで運び出すための路網整備等のインフラ整備が必要となる。

現在、公社では独自に路網整備方針を策定しているが、インフラ整備の費用負担については、今後公社の自助努力に加え、社会資本整備の観点から、国の方針を受けた県の林業行政の枠組みの中で検討されるべき事項であると考えられる。【意見】

以 上

山形県道路公社

・ 山形県道路公社

【概 要】

以下については、特段の記述がない限り平成 22 年 3 月 31 日（平成 21 年度末）時点での内容である。

1.概要

(1) 目的

山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することのできる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与するため、建設大臣の設立認可を得て山形県が設立団体となり、昭和46年4月 1 日に発足した。

(2) 所在

山形県山形市緑町

(3) 重要な事業所

- 山形駅西口駐車場（霞城セントラルパーキング）
山形市城南町
- 西藏王有料道路管理事務所
山形市蔵王成沢
- 跨線橋駐車場（四箇所）

(4) 役員の状況

- ①人数 () 内は非常勤
理事 4 名 (2 名)、監事 2 名 (2 名)
- ②報酬総額
0 円

(5) 職員の状況

- ①人数（常勤・非常勤の別）
職員 14 名（常勤 1 名 非常勤 13 名）
- ②平均年齢
55 歳
- ③報酬総額および平均給与金額（支給総額を人数で除して算出）
36,859,767 円 (2,632,840 円) (14 名)

山形県道路公社

(6) 県との関係（平成 21 年度および平成 21 年度末の状況）

① 県からの出資

816,000,000円

② 県との契約

山形県有料事業運営資金貸付契約

平成 21 年度借入金 **2,532,000,000** 円（期末には返済し、残高 0）

土地使用貸借契約（山形駅西口駐車場の土地について、無償借入）

③ 県からの補助金等

山形県道路公社補助金交付規程に基づき、過年度に県へ移管した道路に係る県の債務を償還するための補助金 **193,790,000** 円

④ 県職員 OB の役職員等

非常勤嘱託職員 1 名

⑤ その他

特記事項なし

(7) 事業の概況

以下の事業を行っているが、これらのうちアの事業が主な事業である。

ア. 有料道路事業（地方道路公社法第 21 条第 1 項）

① 西蔵王有料道路

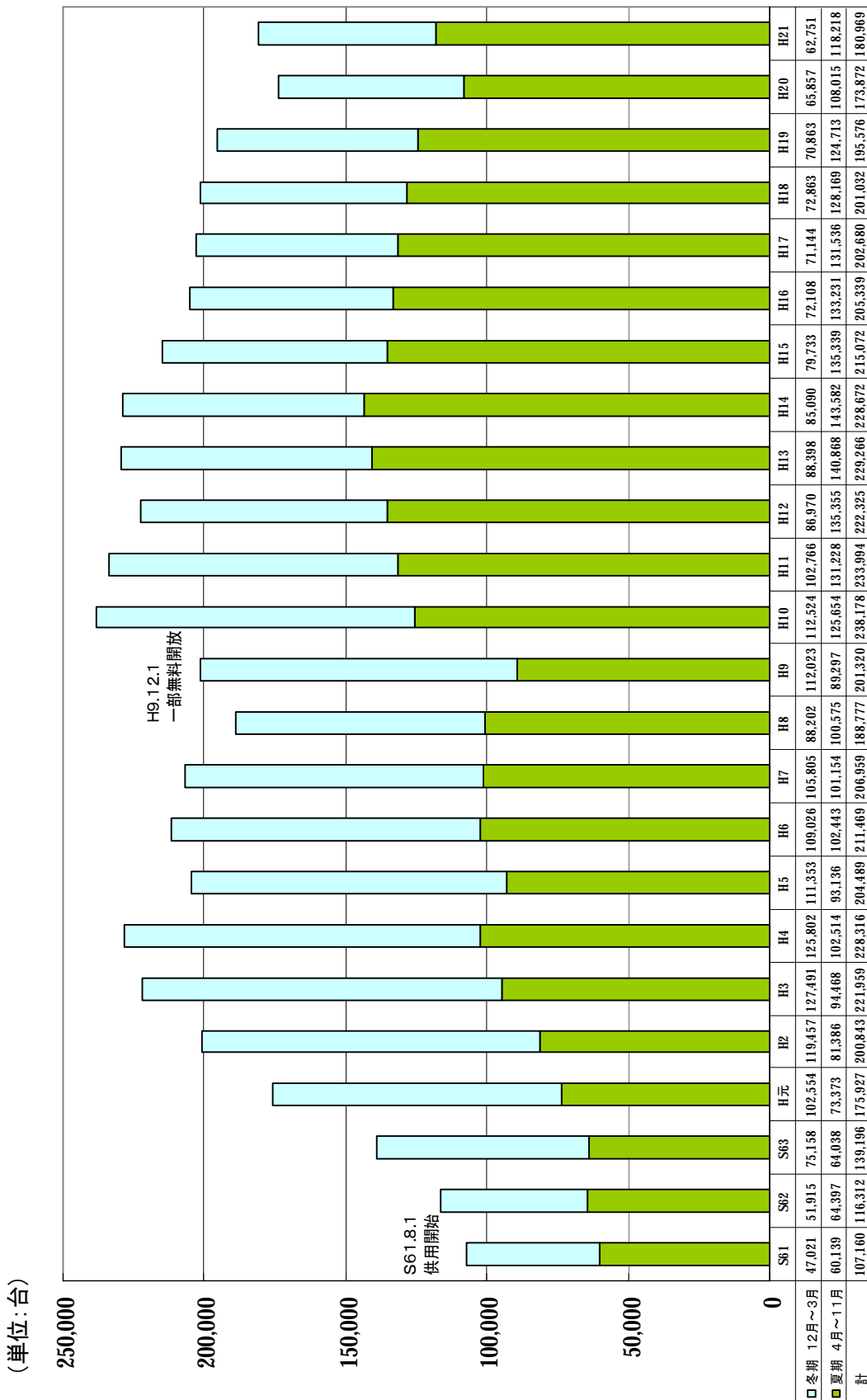
西蔵王有料道路は、山形市蔵王温泉字同志平から山形市蔵王成沢字羽龍までの **3.2km** の延長があり、アスファルトコンクリート舗装の総事業費 **2,249,742** 千円の道路である。平成 21 年度末現在の当該有料道路の料金徴収期間及び通行料金は、以下のとおりである。

料金徴収期間	自 昭和 61 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日
通行料金	普通車 300 円 大型車（Ⅰ） 450 円 大型車（Ⅱ） 1050 円 軽自動車等 200 円 軽車両等 50 円

山形県道路公社

昭和 **61** 年から、料金徴収が始まったが、平成 **21** 年度末までの料金徴収期間中における有料道路交通量実績は、以下のグラフの通りである。平成 **10** 年度をピークに年々交通量は、減少の一途であったが、平成 **21** 年度において、前年度を上回る交通量があり、減少の傾向に一応の歯止めがかかった。

西蔵王有料道路交通量(S61~H21)



②山形駅西口駐車場

山形駅周辺地区は、交通結節機能の向上に伴い駐車場の需要が増大し、駐車場の不足が深刻となっていた。さらに駅西地区は、再開発事業の進展により、生活・文化・情報機能の中核となる街が形成されることから必然的に交通量の増加が予想された。このため、同地域の駐車場の不足から起因する交通機能の低下に対処し、安全かつ円滑な道路交通の確保と都市機能の効率化を図るための総合駐車場として、建設されることとなった。駐車場の施設であるが、有料道路事業として、道路附属物との位置づけとなっている。

山形駅西口駐車場の概要については、以下のとおりである。

敷地面積	1,643 平方メートル				
構造	鉄骨耐火構造 8階8層				
駐車台数	345 台				
総事業費	1,220,000 千円				
料金徴収期間	自 平成 12 年 12 月 14 日 至 平成 42 年 12 月 13 日				
利用料金	基本料金	普通駐車料金	駐車時間 はじめの 30 分まで 200 円 以後 30 分ごとに 100 円		
	特別料金	定期駐車料金 (1ヶ月)	全日	0:00~24:00	22,500 円
			昼間	7:00~22:00	14,000 円
			夜間	18:00~8:00	11,500 円
		夜間料金	22:00~8:00		700 円
	1 日上限料金	24 時間毎		1,200 円	

山形駅西口駐車場の過去 3 年間の利用状況は以下の通りである。徐々に減少傾向にあるが、高い利用率を維持しており、事業の運営は順調に推移している。

年度	利用台数 (台)	収入額 (千円)
平成 19 年度	258,776	119,190
平成 20 年度	247,773	111,124
平成 21 年度	245,136	101,836

イ. 駐車場事業（地方道路公社法第 21 条第 2 項第 2 号）

① 跨線橋下有料駐車場の事業について

跨線橋下駐車場は、地方道路公社法により行うことができるとされる有料道路事業以外の事業であり、道路の跨線橋下の土地・空間を道路管理者である山形県から占有許可を受けて実施しているものである。現状四箇所の跨線橋下駐車場の占有許可を受けて、運営している。

四箇所の跨線橋下駐車場の概要は以下のとおりである。

項目	老野森跨線橋下駐車場	東根跨線橋下駐車場	坂巻跨線橋下駐車場	城南跨線橋下駐車場
営業開始日	平成 7 年 10 月 1 日	平成 10 年 12 月 1 日	平成 12 年 9 月 1 日	平成 13 年 8 月 1 日 平成 16 年 12 月 1 日 (西側増設)
駐車台数	82 台	58 台	12 台	66 台
駐車料金	3,500 円/月	3,100 円/月	4,000 円/月	(東側) 普通車 11,500 円/月 軽自動車 9,500 円/月 (西側) 普通車 10,500 円/月 軽自動車 8,500 円/月
占用料	128,730 円/年	146,330 円/年	72,320 円/年	545,530 円/年

また、最近 3 カ年における利用状況については、以下のとおりである。

跨線橋下 駐車場名	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	契約 台数	収入 (千円)	契約 台数	収入 (千円)	契約 台数	収入 (千円)
老野森 Max : 82 台	74 台	3,253	72 台	3,040	67 台	2,905
東根 Max : 58 台	50 台	1,733	41 台	1,628	40 台	1,484
坂巻 Max : 12 台	10 台	418	12 台	520	11 台	542
城南 Max : 66 台	66 台	8,451	65 台	8,511	66 台	8,499

(注) 契約台数は、年度末時点の数字である。

2.沿革

昭和46年 4月	山形県道路公社 発足
昭和47年 4月	西吾妻有料道路を山形県から引き継ぐ
昭和48年 7月	西吾妻有料道路 供用開始
昭和48年11月	鳥海有料道路 供用開始
昭和56年 9月	山形県蔵王有料道路を山形県から引き継ぐ
昭和60年 7月	山形県蔵王有料道路 無料開放
昭和61年 8月	西蔵王有料道路 供用開始
平成 9年 4月	鳥海有料道路 無料開放
平成 9年12月	西蔵王有料道路の一部を県へ移管
平成11年 4月	山形県土地開発公社と総務部門の統合を実施
平成12年12月	山形駅西口駐車場 供用開始
平成15年 7月	西吾妻有料道路 無料開放
平成17年 1月	山形県土地開発公社・山形県住宅供給公社と共に、統合・共通化を実施するため、山形県地域づくり支援機構が発足

3.財務状況

(1) 準拠している会計基準

「地方道路公社法」(昭和 45 年 5 月 20 日 法律第 82 号、最終改正平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号)が整備・運用されており、「同施行規則」(昭和 45 年 8 月 14 日建設省令第 21 号、最終改正平成 17 年 6 月 1 日国土交通省令第 66 号)に基づく会計に準拠して処理することとしている。

山形県道路公社

(2) 財務諸表の概要

①貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	摘 要
資産総額	3,503	3,503	3,473	
流動資産	126	128	100	
固定資産	3,377	3,375	3,373	
事業資産	3,299	3,299	3,299	
有形固定資産	78	76	74	
無形固定資産	0	0	0	
負債合計	4,431	4,237	4,013	
流動負債	2,764	2,564	2,322	
短期借入金	2,753	2,532	2,314	
その他	11	32	8	
固定負債	699	635	585	
長期借入金	668	620	569	
退職手当引当金	31	15	16	
特別法上の引当金等	968	1,038	1,106	
道路事業損失補てん引当金	281	296	311	*1
償還準備金	687	742	795	
資本計	△928	△734	△540	
基本金	816	816	816	
繰越欠損金	△1,744	△1,550	△1,356	西吾妻有料道路、西蔵王有料道路の一部の無料開放時の道路移管処理に伴う繰越欠損
負債・資本合計	3,503	3,503	3,473	

*1 有料道路事業に係る損失を補てんするため、「道路整備特別措置法施行規則」第 11 条、「山形県道路公社財務規程」第 50 条の規定により、各年度の道路の料金収入額の 10%を乗じて得た額の累計額を計上している。

②損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	摘要
収益の部合計	543	390	364	
業務収入	192	177	170	
道路料金収入	59	52	55	
駐車場料金収入	133	125	115	
業務外収入	351	213	194	
業務補助金収入	349	194	194	
その他	2	19	0	
費用の部合計	194	196	170	
管理業務費	77	72	79	
道路管理業務費	31	26	31	
駐車場管理業務費	46	46	48	
一般管理費	23	46	16	
諸減価償却費	2	2	2	
引当金繰入額	1	1	1	
特別法上の引当金繰入額	86	70	68	
業務外費用	5	5	4	
当期利益	349	194	194	

(3) 財務情報へのアクセス方法

インターネット上、

http://www.y-douro-k.or.jp/kessan/gyoumu-kessan_gaiyou.htmlにおいて財務情報を開示しており、以下の情報にアクセス可能である。

「決算概要」において「平成 21 年度 財務諸表」が開示されており、平成 21 年度に係る財務諸表を閲覧することが可能である。

4.今後の経営課題

(1) 過去の「包括外部監査」の状況

①監査対象となったか否か

平成 12 年度に道路公社は包括外部監査の対象となっている。

②監査対象となった場合、年度と重要な指摘事項の概要とそれに対する対応状況の概要

平成 12 年度

指摘事項	措置の状況
○土地取得台帳について 土地取得台帳が一部未整備の部分があった。登記簿または登記済証と称号ができるように台帳を整備しておく必要がある。	土地取得台帳の一部未整備の部分について、すべて整備した。
○国等から借入金の繰上償還に係る公社と県との協定について 平成 9 年度の西蔵王有料道路の一部無料開放に伴い、道路公社は借入金(国、政府系金融機関から有料道路建設資金として借入)の繰上償還をする必要が生じ、道路公社はその資金として市中銀行から借入を行った。この借入金については、「西蔵王有料道路の引継ぎに関する協定書」で道路公社と県とで協議することとされているが、協議の時期、内容については触れられていない。道路公社と県はその点を明らかにしておく必要がある。	平成 13 年 5 月 1 日県知事と山形県道路公社理事長が協議書を締結し、協議の時期、内容について明らかにした。
○経営成績及び財政状態について 公社の決算書では、毎年発生した損益を償還準備金として計上するために、経営状態を反映していない。試算では平成 11 年度の単年度の損益は、5 百万円の損失であり、平成 11 年度末の累積損失は	平成 17 年度決算から毎事業年度の損益計算書上損失が生じた場合は繰越欠損金として計上して整理することで、予算・決算書に経営状態を反映させるように見直しを行った。コスト面からは、有料道路事業の経営改善を図

<p>14 億円と推測される。現在、道路公社は西吾妻有料道路と西蔵王有料道路を経営中であるが、平成 11 年末の収支差額は計画を下回っている。西吾妻有料道路については、平成 15 年 7 月から、西蔵王有料道路については、平成 28 年 8 月から、それぞれ無料開放されるが収支の状況がこのまま推移すれば、無料開放時に県は多額の財政負担が懸念される。</p>	<p>るため、平成 16 年度に退職職員の不補充でプロパー職員を 1 名減にするとともに、土木部関連 3 公社を統合して役員の共通化、組織のスリム化を図った。また、収入の面からも西蔵王有料道路への案内標識を分かりやすいものにして誘客を図り、平成 18 年度は、西蔵王有料道路の料金徴収時間帯をこれまでの季節変動型から年間一律型に変更することで利用者の利便性の向上に努めている。</p>
---	--

(2) 組織再編の予定の有無とある場合の概要

現時点において、特別の検討はなされていない。

(3) 「公益認定」への対応状況

特別法人であり、対応の必要はない。

(4) その他法人が認識している経営課題の概要

平成 28 年度に西蔵王有料道路の無料開放が予定されている。

【監査の結果および意見】

(公社等に関する事項)

1. 跨線橋下駐車場の有効利用について

東根跨線橋下駐車場については、野鳥の害により、一部利用ができないスペースが生じている。営業収入の機会損失が発生しているため、費用対効果を検討したうえで、早急に対応を行っていくべきである。

また、老野森跨線橋については、需要が少ないため、空きスペースが生じている。需要を掘り起こし、スペースを有効利用できるように、費用対効果を検討したうえで、対応を図っていくべきと考える。【意見】

(表 1) 跨線橋下駐車場の契約状況 (要約)

(金額単位：円)

駐車場	定数	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		契約台数	収入	契約台数	収入	契約台数	収入
老野森	82 台	74	3,253,870	72	3,040,040	67	2,905,560
東 根	58 台	50	1,733,870	41	1,628,740	40	1,484,600
坂 巻	12 台	10	418,980	12	520,000	11	542,330
城 南	66 台	66	8,451,500	65	8,511,500	66	8,499,000
収入合計			13,858,220		13,700,280		13,431,490

山形県道路公社

2. 収支決算内訳書における本社経費割掛分の算定について

現状、本社経費を按分する際、西藏王有料道路、山形駅西口駐車場における負担額を少なくするため、下記の表に明らかなとおり跨線橋下駐車場の収支を**0**にするような按分を行っているが、必ずしも実態に即した処理ではない。

本来、本社経費按分は、人件費の従事割合等、合理的な基準によって按分すべきである。しかし、経営改善のため組織のスリム化を図っていることにより、総務・管理業務とも兼務体制をとっているため、従事割合が出せない状況となっている。

あくまでも、本社経費按分は、従事割合等によりできる限り正確に行い、そのうえで、跨線橋下駐車場の収支差額分について西藏王有料道路会計や山形駅西口駐車場会計へ拠出する場合は、道路公社として他会計へ拠出する意思決定を行った上で、処理するべきである。【意見】

(表2) 道路公社収支決算 本社経費割掛分の算定について

(単位：円)

	区分	西藏王 有料道路	山形駅西口 駐車場	跨線橋下 駐車場	合計
平成 19 年度	実際按分	7,349,012	15,104,420	12,112,806	34,566,238
	収益按分 した場合	10,630,232	21,471,459	2,464,547	34,566,238
平成 20 年度	実際按分	12,247,218	25,920,806	11,778,842	49,946,866
	収益按分 した場合	14,811,663	31,286,055	3,849,148	49,946,866
平成 21 年度	実際按分	5,586,039	10,682,183	11,588,457	27,856,679
	収益按分 した場合	8,945,959	16,708,532	2,202,188	27,856,679

(公社等の監査過程において検出された、県に関連すると考えられる事項)

1. 山形駅西口駐車場について

山形駅西口駐車場は、山形新幹線の開通等により、駅西地区の交通結節機能が向上し、駐車需要が増大することに加え、区画整理事業の計画では、事業の進捗により、駅西暫定駐車場が廃止される計画であったことから、山形駅西地区においては約 950 台の駐車場不足が想定され、当該地区には民間の商業施設ビルの建設や民間の駐車場開発の予定もなかったため、駐車場不足に対応すべく、平成 12 年 12 月に道路整備特別措置法による有料道路（道路資産）の位置づけで整備されるにいたったものである。有料道路事業としては、平成 42 年 12 月までの道路公社の実施事業として計画されている。しかしながら、その期間を終了すると、当該駐車場が市道の附属物との位置づけであることから山形市へ移管するか、または、県の土地であることから、県へ移管することが想定されている。上記の経緯により、山形駅西口駐車場は有料道路と同様の会計処理が行われている。つまり、駐車場から生ずる収支差益（各道路別の収支差益と収支差損の正味差益）を計算することにより駐車場への投下資金の正味回収額を明らかにし、この額を損益計算書上「償還準備金繰入額」として計上するとともに、その累計額を貸借対照表上の「償還準備金」として計上することとなっており、道路資産の無料開放時において、当該道路の帳簿価額を減額するとともに、同額分積立られていることを前提として、同額取り崩すことになっている。

駐車場の利用状況は好調で、順調に計画どおりの償還ができていく状況で推移している。一方、事業の性質上、通常の有料道路と異なり、近隣にも民間駐車場が多数存在し、民間事業者との競争の環境にさらされていることにより、いつ経営環境が変化し、経営が悪化して料金回収が計画どおりなされなくなるか分からない。その場合には、建設債務償還にかかる借入の返済が滞り、平成 42 年に予定されている公社による事業終了後、未償還金残り、県の財政負担が生じる可能性もあるため、機を逃さない対策、対応を図る必要があると考える。また、平成 42 年以降、駐車場の運営については、県として対応を考えなければならないため、現在においても山形県として、駐車場の運営を注視していく必要があるものとする。現状においては、「地方道路公社法」（昭和 45 年 5 月 20 日 法律第 82 号、最終改正平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）が整備・運用されており、「同施行規則」（昭和 45 年 8 月 14 日建設省令第 21 号、最終改正平成 17 年 6 月 1 日国土交通省令第 66 号）に基づく会計に準拠して処理しており、収支レベルでの運営状況の把握はなされている。なお、上記の法令等において、駐車場資産について減価償却費の計上は求められていない。

県は、平成 42 年以降の山形駅西口駐車場のあり方等の課題を検討するため、駐車場資産について減価償却計算を実施する等企業会計の手法を用いて、管理上、駐車場の財政状況や経営成績を算定することが有用であるとする。【意見】

山形県道路公社

(表3) 駐車場事業の計画と実際のかい離状況

(単位：百万円)

年度	H19	H20	H21	H12～H21年度 合計
(収入面)				
計画	122	122	122	1,135
実際	120	111	101	995
(支出面)				
計画	131	127	130	1,025
実際	108	121	109	875
(収支差)				
計画	△9	△5	△8	110
実際	12	△10	△8	120

2. 跨線橋下駐車場の管理委託の点検報告について

「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路の占用の取り扱いについて（国道利第20号平成21年1月26日国土交通省道路局路政課長通知）」において、高架下の占有許可を行うに際し、道路管理者は、占有主体が行う高架下の日常的な点検等について、以下に掲げる事項を条件として附すこととしている。

占有主体が行う高架下の日常的な点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。

- (ア) 占有者は、あらかじめ点検要領を、道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。
- (イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
 - ① 点検等の範囲に関する事項
 - ② 点検等の対象に関する事項
 - ③ 点検等の内容に関する事項
 - (1) 点検項目
 - (2) 点検時期
 - (3) 点検方法
 - (4) 清掃、除草等の時期
 - (5) 清掃、除草等の方法
 - ④点検等の体制に関する事項
 - ⑤点検等の記録に関する事項
 - ⑥点検等の結果の報告に関する事項
 - ⑦その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- (ウ) 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の日常的な点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容もしくは、点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること

しかしながら、道路管理者である山形県が坂巻跨線橋下の更新の占有許可を平成22年4月1日に行っているが、占有許可を行った際、上記条件を付していないため、公社は、点検の報告や点検要領等を作成していない。

あくまでも占有許可の可否、許可条件の内容等は道路管理者である県としての裁量権に属するものであるが、管理上、県は、上記通知に則って、必要な対応を行っていくことが望ましいと考える。【意見】

3. 西蔵王有料道路事業の終了に伴う県民負担について

西蔵王有料道路の開通前、特に冬季間は、蔵王温泉スキー場へ向かう県道蔵王公園線では、幅員が狭いこと、勾配が急なこと、カーブが連続することなどから、同県道はもとより、国道 13 号にも慢性的な渋滞が発生し、改善が急務な状況にあった。その状況下にあつて、代替路線の建設が必要であつたが、限られた予算の中、早期の建設を実現するために、山形県道路公社が事業主体となる有料道路事業の手法がとられることとなった。

西蔵王地域においては、集落が点在する為、有料道路と平面交差をする県道や市道が存在したが、高原特有の自然と湖沼群・四季折々の優れた風景等の資源が豊富な地域であることから、蔵王温泉や蔵王スキー場への通過点にふさわしい地域として捉え、有料道路として整備したものである。しかし、有料道路の開通を契機として、西蔵王地域が単なる蔵王への通過点としてではなく、滞在を含めた余暇活動の目的地として認識されると、料金所が集落等のある区間をはずした一か所のみであつたことから、料金所を通らずに無料で通過する交通量が増大したため、有料通行車両の不公平感が増大し、このことにより、有料道路としての適正な管理維持ができなくなったため、平成 9 年度に一部の区間（7.3Km）を無料開放して、料金の引下げを行った。（普通車 720 円→300 円）

その後の状況をみると、一部無料開放後も利用車両が計画台数に達しない状況にあるが、利用者が伸びない理由として、蔵王への観光客の入込数の減少がある。参考として、蔵王スキー場についてみると、平成 2 年に 158 万人であつたものが、平成 11 年には 100 万人を切り、平成 20 年には、57 万人とピーク時の約 3 分の 1 になっている。一方で、国道 13 号の改良や県道蔵王公園線の改良等、他のルートの改良がなされていく中で、当初計画と実際のかい離がさらに顕著となつていった。当該状況の変化により、平成 21 年度までの料金収入を当初計画と比較すると、以下の表のように 12 億円の差異が発生している。

【表 4 - 1】平成 9 年度の無料開放時に設定した通行料金収入の計画と実際のかい離状況
(単位：百万円)

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
計画	127	142	143	145	149	152	156
実際	98	71	69	66	68	68	64
年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計画当 初～H21 年度
計画	160	163	167	171	174	178	3,420
実際	61	60	60	59	52	54	2,242

【表 4 - 2】平成 28 年度無料開放時の西蔵王有料道路事業における借入残高の試算について
(単位：百万円)

年度	H21	H22	H23	H24
市中銀行借入 (A)	952	941	928	915
他会計借入金 (B)	136	136	136	136
合計 (A) + (B)	1,088	1,077	1,064	1,051
年度	H25	H26	H27	H28
市中銀行借入 (A)	902	884	1,090	1,444
他会計借入金 (B)	136	136	136	
合計 (A) + (B)	1,038	1,020	1,226	1,444

本来有料道路における利用計画は、長期にわたることより、当初計画時には予測できない事象の発生によって、計画と実際のかい離が発生する可能性があるが、西蔵王有料道路においては、上記のように、当初計画からのかい離が生じる結果、平成 28 年度の無料開放時には、14 億円を超える市中銀行借入の未償還金が残る見込みである。この未償還の負債は、道路資産とともに、山形県に引き継がれることとなるため県は、西蔵王有料道路事業が終了し最終的に残る未償還の負債について県民の理解が得られるよう、有料道路を整備した意義や効果、引き継がれる道路資産、計画的な負債の償還計画などについて十分に説明していく必要がある。【意見】

山形県道路公社

4. 道路管理事務所の無料開放後のあり方について

西蔵王有料道路には、3階建の管理事務所がある。平成21年度の固定資産の明細は以下のとおりとなっている。

(表5) 西蔵王有料道路管理事務所の固定資産概要

(単位：千円)

区分	固定資産名	取得年月日	耐用年数	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
事務所建物	西蔵王有料道路管理事務所	昭和61年2月17日	65	87,450	30,327	57,122
その他建物	西蔵王有料道路管理事務所	昭和61年2月17日	45	22,691	11,312	11,378

平成28年7月に当該道路は公社による事業が終了し、県へ事業および道路資産が移管されることが確定している。当該管理事務所建物は道路資産に附帯する資産であるから、同時に移管されることになる。また、移管と同時に当該道路は無料開放されることになっている。

現時点ではその後、道路管理事務所建物をどのように利用していくのかは未定である。このことは、有料道路事業終了時までの公社の収支計画にも影響を与える可能性があるため、県は、有料道路事業終了後に道路管理事務所を利用するのか否か、利用するとした場合はその利用方法を検討する必要がある。【意見】

以 上